

第4次

東大阪市

ひとり親家庭

自立促進計画



令和3年3月

東大阪市

は じ め に

本市では、「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」を基本目標として、ひとり親家庭の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するため、平成18年3月と平成23年3月、平成28年3月の3次にわたり東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を策定し、ひとり親家庭へのさまざまな支援を進めてまいりました。



しかしながら、ひとり親家庭の世帯数は微減傾向にあるものの、多種多様な支援を必要とする世帯が増加しています。また、地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての孤立感・負担感が増加するなど、ひとり親家庭を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、より大きな困難が心身等に生じていると考えております。

さらに、本市の実態として、東大阪市子どもの未来応援プランの策定時に実施をしました「子どもの生活に関する実態調査」において、相対的貧困世帯のうち、母子世帯が45.3%、父子世帯が5.3%を占め、ひとり親家庭が相対的貧困世帯の半数程度を占めている状況も見えてきました。これからのひとり親世帯への支援については、今までのようにひとり親家庭の親への支援に重点を置いた取り組みだけではなく、十分な教育の機会を得られないことや、親から子どもへと世代間で貧困が続く「貧困の連鎖」の防止など、子どもの貧困への対策についても、重要な要素になってくると考えております。

今後のひとり親家庭の支援については、子どもの貧困対策にも視点を重く置き、東大阪市子どもの未来応援プランとの整合性を図りつつ、国が打ち出す子供の貧困対策に関する大綱にある重点的支援方針である「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的な支援」に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、関係機関と連携を図りながら、第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画において重点施策に位置づけていた事業を引き続き推進し、総合的にひとり親家庭に対する施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係機関および団体の皆様並びに東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

東大阪市長 野田 義和

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
(1) 法律上の位置づけ	3
(2) 関連計画との関係	3
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	3
5. 計画策定の体制	4
(1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議	4
(2) パブリックコメントの実施	4
第2章 ひとり親家庭の現状と課題	5
1. 統計からみるひとり親家庭の現状	6
(1) 離婚件数・離婚率の推移	6
(2) 人口及び世帯の状況	6
(3) 各種手当の受給数	12
2. 第3次計画に基づく事業の実績及び評価	13
(1) 施策の方向1 就業の支援	13
(2) 施策の方向2 子育てや生活面の支援	14
(3) 施策の方向3 養育費確保の促進	15
(4) 施策の方向4 経済的な支援	16
(5) 施策の方向5 相談機能や情報提供の充実	17
(6) 施策の方向6 母子寡婦福祉団体等との連携強化	18
3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題（東大阪市子どもの生活実態調査結果より）	19
【結果概要】	19
【まとめ】	20
第3章 計画の基本目標	21
1. 基本理念と基本目標	22
2. 基本目標	22
3. 基本的な姿勢	22
(1) 市の役割	23
(2) 教育・養育機関の役割	23
(3) 当事者の役割	23
(4) 企業・事業所の役割	23
(5) 市民・地域・市民活動団体の役割	23

4. 施策の基本的な方向	24
(1) 生活の支援～くらしを応援～	24
(2) 教育の支援～まなびを応援～	24
(3) ひとり親家庭等に対する就労の支援	24
(4) 経済的支援	25
5. 施策の実施に向けた視点	26
(1) ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて	26
(2) 子どもの成長に応じた支援の提供	26
(3) 公平な社会の実現に向けて	26
第4章 具体的な自立支援プログラム	27
1. 施策の体系	28
2. 具体的施策の方向	30
【施策の方向1】生活の支援～くらしを応援～	30
【施策の方向2】教育の支援～まなびを応援～	35
【施策の方向3】ひとり親家庭等に対する就労の支援	37
【施策の方向4】経済的支援	38
第5章 計画の推進に向けて	39
1. 関係部局との連携	40
2. 関係機関・団体等との連携	40
3. 計画の進行管理	40
4. 計画の効果的な運用方法	41
資料編	43
1. 子どもの生活実態調査（平成29年8月実施 概要）	44
2. ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス	54
3. 児童扶養手当現況届時アンケート結果の概要	57
4. 計画に関する条例、規則	63
5. 委員名簿	67
6. 計画策定経緯	68

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

母子家庭や父子家庭、寡婦のいわゆるひとり親家庭では子育てや家計を母又は父が一人で担うことになります。本市が平成29年8月に実施した、「子どもの生活に関する実態調査」（以下「アンケート結果」）による相対的貧困率は12.96%であるのに対し、母子世帯だけでみると27.0%、また父子世帯だけでは13.9%と、ひとり親家庭の相対的貧困率は他の世帯類型に比して高い状況にあり、特に母子世帯は経済的に困窮しているという実態がうかがえます。

ひとり親家庭では収入、住居、健康の面等で様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念されます。子どものしあわせを考え、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

このようなひとり親家庭の現状に対応するため、国においては、平成14年に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表し、これを受けて平成15年には「母子及び寡婦福祉法」を改正して、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援の強化を図ってきました。また、平成20年から5年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方自治体では、より一層の支援を推進していくことが求められました。

本市では、平成18年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第1次計画」という。）を、また、平成23年3月には「第2次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第2次計画」という。）そして平成28年3月には「第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。この計画に基づき、ひとり親家庭の自立支援を的確かつ総合的に推進していくために、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり親家庭は微減傾向にあるものの、多種多様な支援を必要とする世帯が増加しています。また、近年の経済情勢の停滞や地域コミュニティの希薄化等による子育ての孤立感・負担感の増加等にとともに、ひとり親家庭を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあります。

アンケート結果をみると、ひとり親世帯では子どもの教育・進学・将来等に不安を感じている人が多く、経済的な問題から子どもの進学や学力向上等を諦める様子もうかがえます。また、とりわけ母子家庭では現在の最終学歴が中学校卒業であり無職という母親の割合が高いことや、母子家庭・父子家庭ともに親の学歴が中学校卒業の場合の就労収入は100万円未満の割合が高いという結果からも、親の学歴が子どもの生活の質や学力等に及ぼす影響は大きいと考えられます。

また、子どもを塾に通わすことができなかった、子どもの進路を変更、進学させられないといった経済的なことを要因として、多くの子どもが経験することを経験させられない状況、いわゆる「ライフチャンスのはく奪」についてもみえてきました。

こうした「子どもの貧困」とも呼べる状況は、子どもの現在の生活の質のマイナス要因になるだけでなく、貧困の連鎖として子どもが成長した後の就業や所得にも影響を及ぼすものと考えられます。子どもたちには、変化の著しい社会の中でも生き抜く強い意志と活力が必要であり、目標を持って、それを実現できるような人生を歩める教育が人間形成過程において、必要と考えます。子どもたちが自ら人生を切り開くことができる力を身につけるための支援に、市が取り組むべき課題があります。このことから、本市では平成 30 年 3 月に「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの居場所づくりを支援する事業などにも取り組んでいます。ひとり親世帯への包括的な支援に向けて、東大阪市子どもの未来応援プランと連動し、一体的に取り組むことを目的にした、第 4 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

（１）法律上の位置づけ

- この計画は、東大阪市におけるひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条の規定及び国の基本方針に基づき策定するものです。

（２）関連計画との関係

この計画は「東大阪市子どもの未来応援プラン」と整合性を図りながら策定するものです。今後は、ひとり親家庭の親への自立促進・支援だけではなく、その世帯に属する子どもへの支援の強化を効率的・効果的に図っていくために、東大阪市子どもの未来応援プランとの連携を図って、一体的に支援を推進していきます。

3. 計画の対象

この計画の対象は、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭の親子、寡婦）とします。

母子家庭：配偶者のいない母が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭

父子家庭：配偶者のいない父が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭

寡婦：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の子どもを扶養していたことのある方

4. 計画の期間

この計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 4 年度を目標年度とする 2 年間の計画です。

なお、令和 5 年以降の取り組みについては、「東大阪市子どもの未来応援プラン」との一体的な計画実施を見据えて、検討を行ってまいります。

5. 計画策定の体制

(1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議

計画策定にあたって、計画内容を検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

計画の策定にかかる情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、令和3年1月4日から令和3年2月3日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1. 統計からみるひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数・離婚率の推移

ひとり親家庭になった理由として、厚生労働省（平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査）、大阪府（第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画）の直近調査において、国調査では離婚が 8 割に近い理由（大阪府調査では約 9 割）となっています。そうした傾向を踏まえ、本市の離婚件数・離婚率の推移をみると、平成 27 年以降は減少傾向にあります。平成 30 年の離婚件数は 915 件、離婚率は 1.86（人口千人対比）となっています。全国に比べると離婚率は高いですが、大阪府と比べると、ほぼ同水準で推移しており、平成 30 年は大阪府よりも下回っています。

表 離婚件数と離婚率（人口千人対比）の推移

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
東大阪市	離婚件数（件）	1,077	982	1,046	1,057	1,041	978	915
	離婚率（‰）	2.12	1.94	2.08	2.10	2.08	1.96	1.86
大阪	離婚率（‰）	2.16	2.08	2.06	2.08	1.99	1.96	1.93
全国	離婚率（‰）	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68

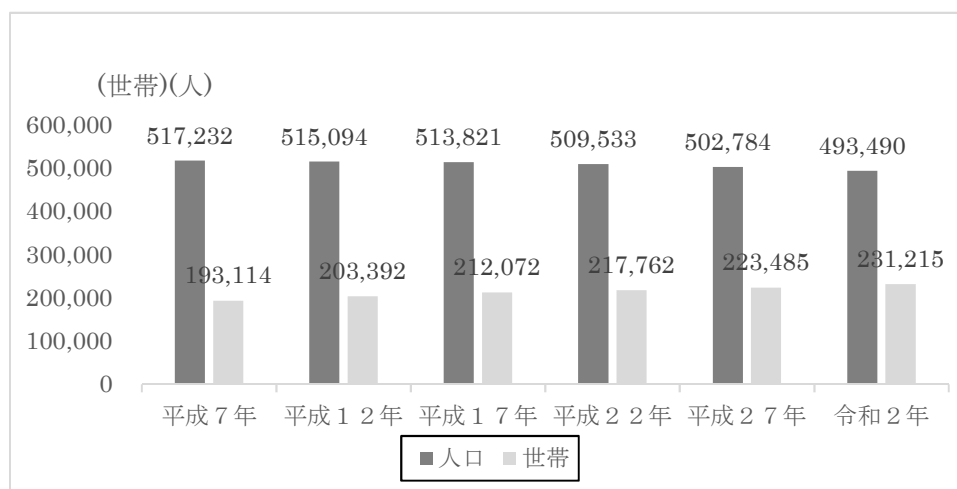
資料：厚生労働省、大阪府

(2) 人口及び世帯の状況

①人口及び世帯等の推移

令和 2 年の本市の人口は 493,656 人、世帯数は 230,491 世帯となっており、人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。

図：人口及び世帯等の推移（東大阪市）

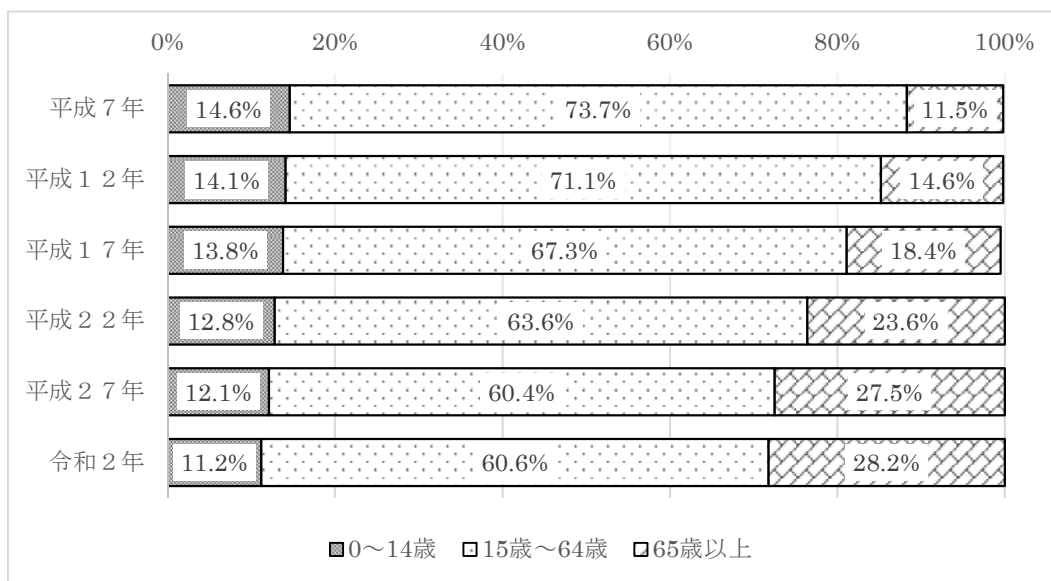


資料：平成 7 年～平成 27 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、令和 2 年は東大阪市（令和 2 年 4 月 1 日現在）

②年齢区分別人口構成の推移

本市の年齢区分の割合をみると、「0～14歳」の割合が減少し、令和2年には11.2%となっています。一方「65歳以上」は増加を続け、令和2年には28.2%となっています。

図：年齢区分別人口構成の推移（東大阪市）

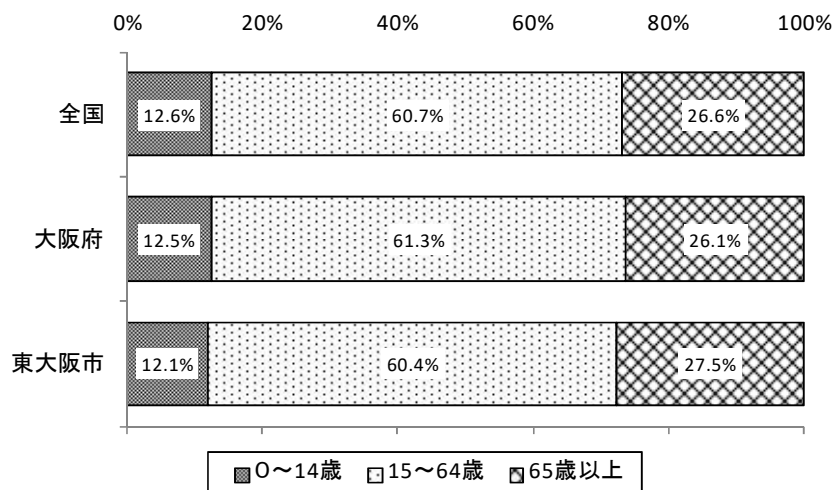


資料：平成7年～平成27年は国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は住民基本台帳（令和2年3月末現在）

③年齢区分別人口構成の推移（国、大阪府、東大阪市の比較（平成27年））

本市は全国や大阪府に比べ「65歳以上」の割合がやや高く、「0～14歳」と「15～64歳」の割合が低くなっています。

図：年齢区分別人口構成（国、大阪府、東大阪市の比較）

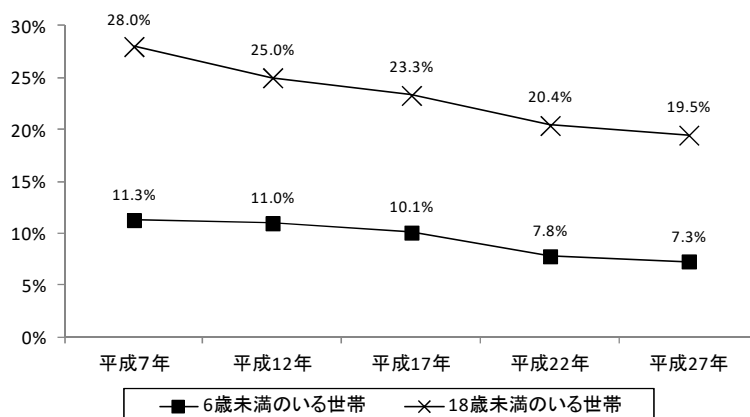


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

④ 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移

子どものいる世帯の割合は 6 歳未満のいる世帯も 18 歳未満のいる世帯も減少傾向にあります。

図：6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（東大阪市）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑤ 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（国、大阪府、東大阪市の比較（平成 27 年））

本市の 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合を全国、大阪府と比較すると、平成 27 年の「6 歳未満の子どもがいる世帯」の一般世帯に対する割合は 7.3% となっており、全国に比べ 1.4 ポイント、大阪府に比べ 0.8 ポイント少なくなっています。本市の「18 歳未満の子どもがいる世帯」の一般世帯に対する割合は 19.5% となっており、全国に比べ 2 ポイント、大阪府に比べ 0.9 ポイント少なくなっており、東大阪市は全国、大阪府に比べ 6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯が少なくなっています。

表：6 歳未満及び 18 歳未満の子どものいる世帯の割合の推移（国、大阪府、東大阪市の比較）

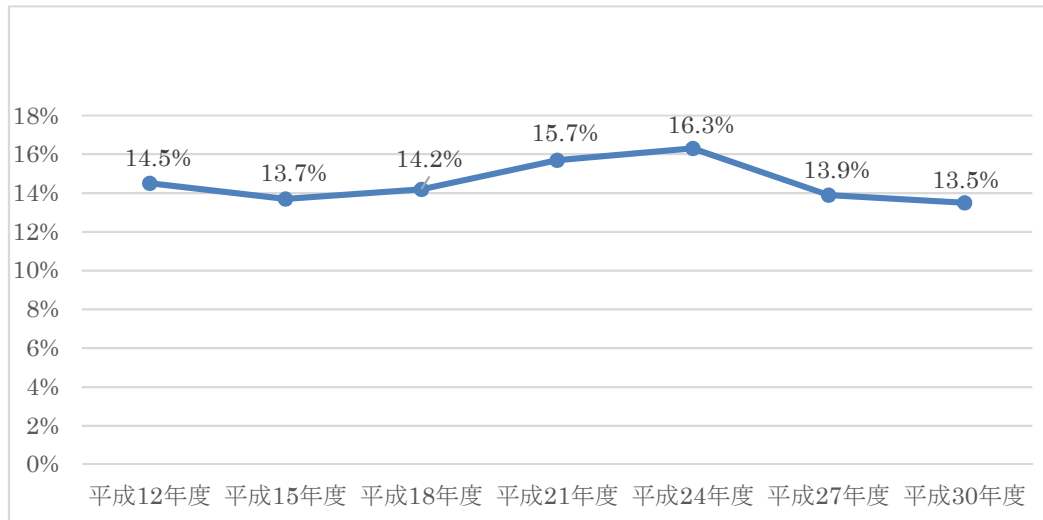
区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	217,564	223,227	3,823,279	3,918,441	51,842,307	53,331,797
6 歳未満の子どもがいる世帯	17,073	16,313	336,831	318,386	4,877,321	4,617,373
一般世帯に対する割合	7.8%	7.3%	8.8%	8.1%	9.4%	8.7%
18 歳未満の子どもがいる世帯	44,410	43,464	826,999	799,568	11,989,891	11,471,850
一般世帯に対する割合	20.4%	19.5%	21.6%	20.4%	23.1%	21.5%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑥子どもの貧困率

国民生活基礎調査から、前回調査を行った平成27年の13.9%から0.4ポイント改善し13.5%になったものの、依然として約7人に1人の子どもが貧困状態にあります。

図：子どもの貧困率（国）



注1：貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

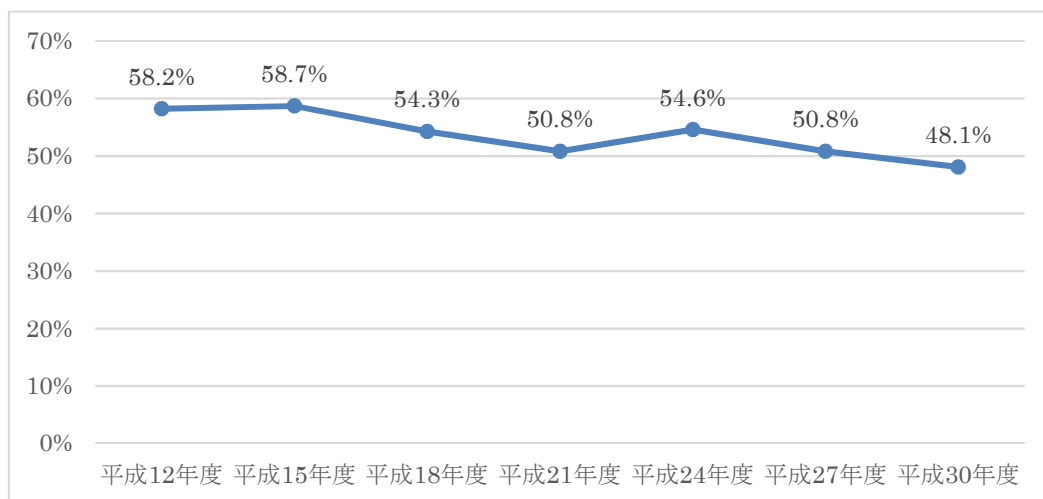
注2：等価可処分所得金額不明の世帯は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑦子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国）

国民生活基礎調査から、前回調査時の50.8%から2.7ポイント改善したが、依然として約半数が貧困状態にある。

図：子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率



注1：貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注2：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注3：等価可処分所得金額不明の世帯は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

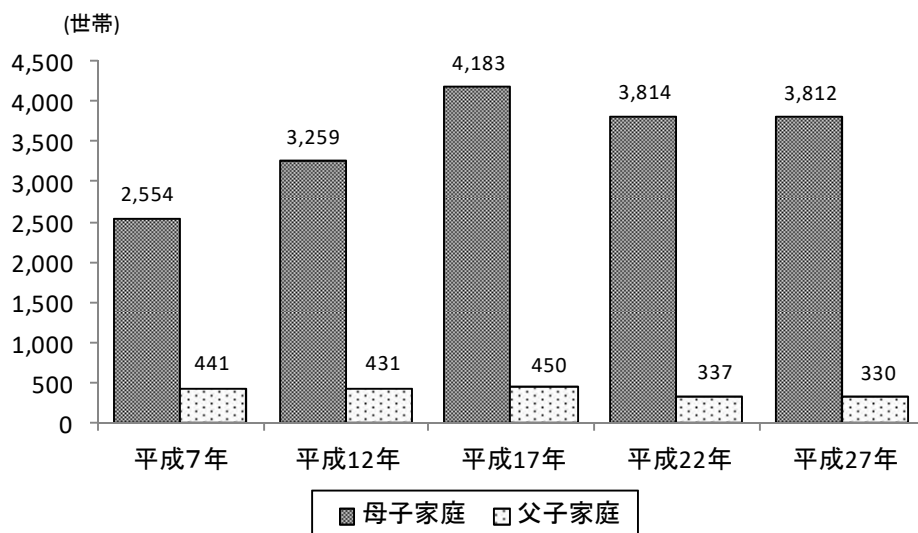
(3) ひとり親家庭の状況

①ひとり親世帯数の推移

ア. 母子家庭・父子家庭の推移

本市の母子家庭数は平成7年から平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年には減少し、その後横ばいで推移しています。また、父子家庭は平成17年に増加がみられましたが平成22年以降は減少傾向にあります。

図：母子家庭・父子家庭の推移（東大阪市）

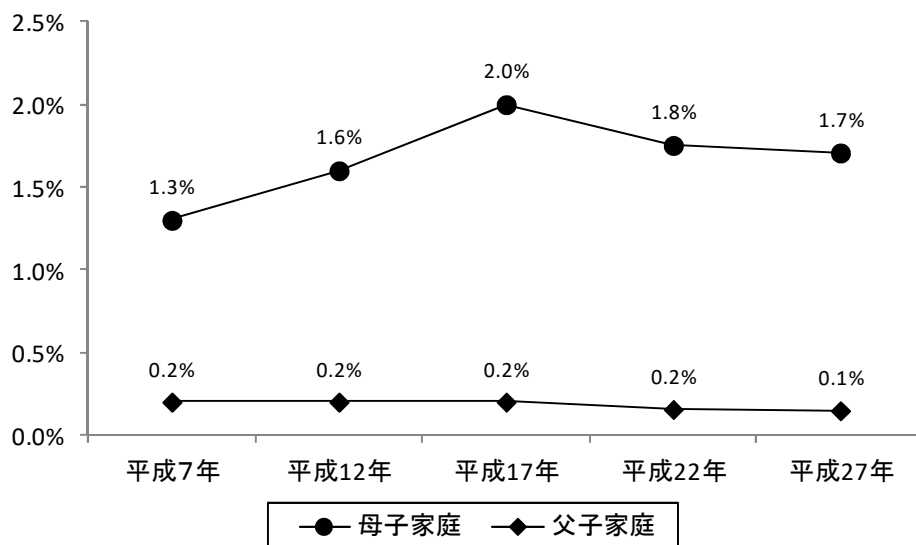


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

イ. 全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移

本市のひとり親世帯は、母子家庭は平成17年をピークに平成22年は減少し、その後横ばいで推移しています。父子家庭は平成7年以降横ばいで推移しています。

表：全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移（東大阪市）



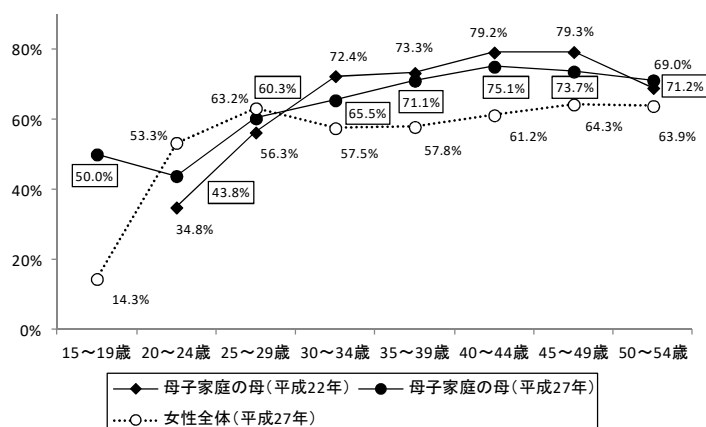
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②ひとり親家庭の就業率

ア. 母子家庭の母と女性全体の就業率

本市の平成 27 年の母子家庭の母と女性全体の就業率を比較すると、母数の少ない 15～19 歳を除いて「25～29 歳」までは母子家庭の母の就業率が女性全体の就業率に比べ低くなっています。30 歳以降になると母子家庭の母の就業率が女性全体を上回り、女性全体の就業率がいわゆる「M 字の谷」となる 30 代から 40～44 歳でも母子家庭の母の就業率は 6 割以上を占めており、35 歳以降は 7 割以上で推移しています。また、母子家庭の母の平成 22 年と平成 27 年を比較すると「25 歳～29 歳」までは平成 27 年の方が高くなっていますが、「30～34 歳」から「45～49 歳」までは平成 27 年が下回っています。

図：母子家庭の母と女性全体の就業率（東大阪市）



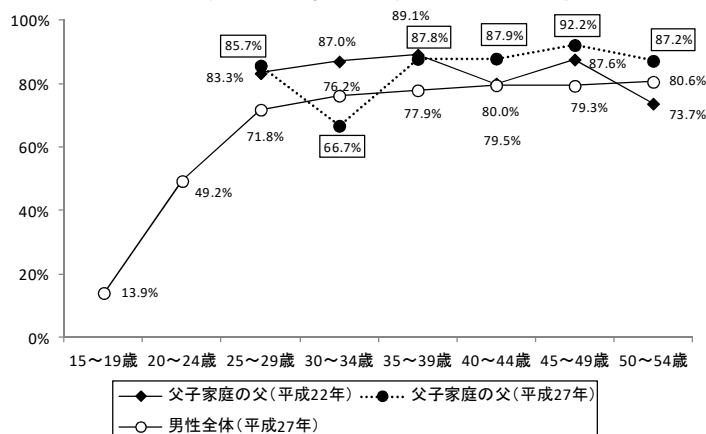
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

イ. 父子家庭の父と男性全体の就業率

本市の平成 27 年の父子家庭の父と男性全体の就業率を比較すると、「30～34 歳」を除いて父子家庭の父の就業率が男性の就業率を上回り、8 割以上となっています。

男性全体の就業率は 25 歳以降も緩やかに増え続けているのに対し、父子家庭の父の就業率は平成 22 年は 40～44 歳、平成 27 年は 30～34 歳で一度落ち込み、M 字カーブのような特徴がみられます。平成 27 年の父子家庭の父の就業率は 66.7% となっており、平成 22 年の同年齢と比べて大きく低下しています。

図：父子家庭の父と男性全体の就業率（東大阪市）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（３）各種手当の受給数

①児童扶養手当受給資格者数

本市の児童扶養手当受給資格者数の合計は、平成 26 年以降は毎年減少しており、令和元年は 5,322 件となっています。

表：児童扶養手当受給資格者数の推移（東大阪市）

単位（件）

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
支 給	全額	4,235	4,127	3,946	3,749	3,427	3,194	3,424
	一部	1,724	1,738	1,793	1,789	1,901	1,950	1,487
	小計	5,959	5,865	5,739	5,538	5,328	5,144	4,911
支給停止		324	358	343	449	436	449	441
合計		6,283	6,223	6,082	5,987	5,764	5,593	5,322
対前年増減率		100.1%	99.0%	97.7%	98.4%	96.3%	97.0%	95.2%

資料：東大阪市（毎年 4 月時点）

②生活保護受給母子世帯数

本市で生活保護を受けている母子世帯数は、年々、減少傾向となっています。この傾向は大阪府、全国にもみられます。

表：生活保護受給母子世帯数の推移（東大阪市）

単位（世帯）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
東大阪市	1,835	1,737	1,656	1,460	1,314	998	870
東福祉事務所管内	357	347	330	311	268	212	198
中福祉事務所管内	583	554	554	457	403	312	262
西福祉事務所管内	895	836	772	692	643	474	410
大阪府	6,576	6,332	5,564	5,224	4,797	3,466	3,080
全国	111,776	108,399	105,438	100,929	95,489	83,050	77,307

※大阪府の数字は政令市・中核市を除きます。

資料：東大阪市（毎年 3 月時点）

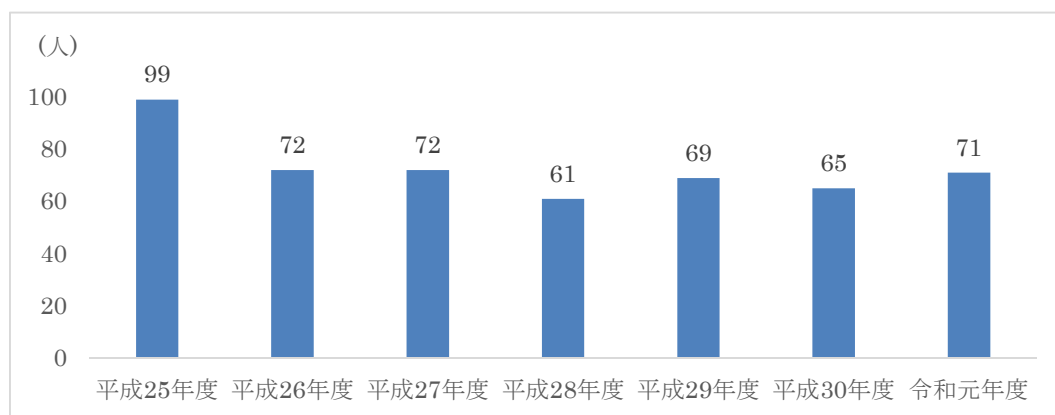
2. 第3次計画に基づく事業の実績及び評価

(1) 施策の方向1 就業の支援

「母子家庭等就業・自立支援センター」での就業相談者数は平成26年度に減少しましたが、その後は横ばい傾向にあります。

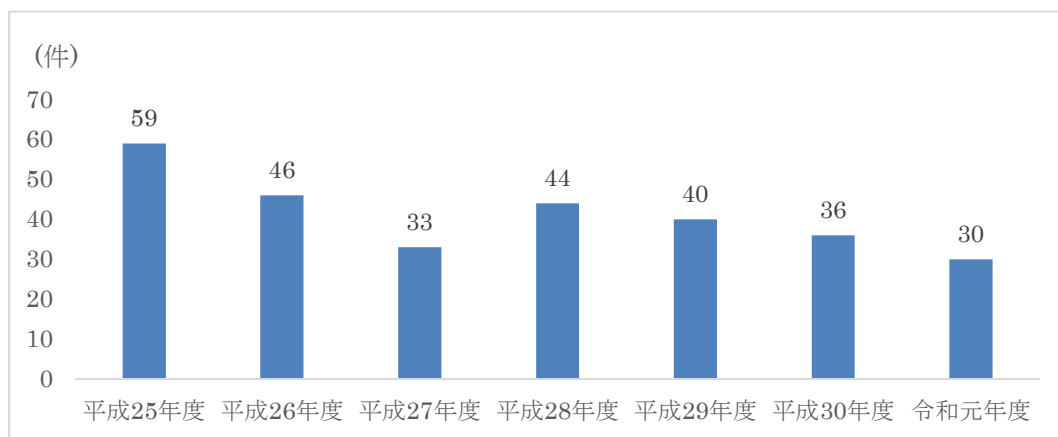
高等職業訓練促進給付金の支給件数は、平成28年度を境にやや減少傾向にあります。

図 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数



資料：東大阪市

図 高等職業訓練促進給付金支給件数



資料：東大阪市

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に応じた自立支援プログラムを策定しています。このプログラムの策定件数は、毎年度、多少の増減はあるものの横ばい傾向にあります。

また、プログラム策定に加えて、ハローワークへの情報提供等、積極的な就職支援のつながりを展開して、相互の連携をはかって、自立促進に努めています。

表 プログラム策定事業の策定件数

単位（件）

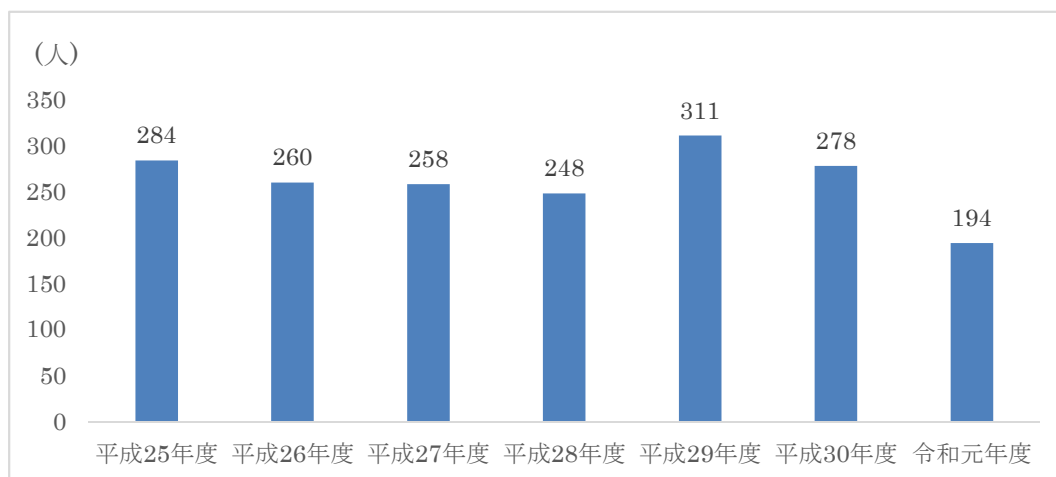
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
プログラム策 定件数	14	7	4	9	9	15	16

資料：東大阪市

（２）施策の方向２ 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭は保育所（園）や認定こども園等への優先入所があり、毎年度、保育所（園）への全入所人数の１割以上を占めています。

図 保育所（園）へ入所したひとり親家庭の子どもの人数



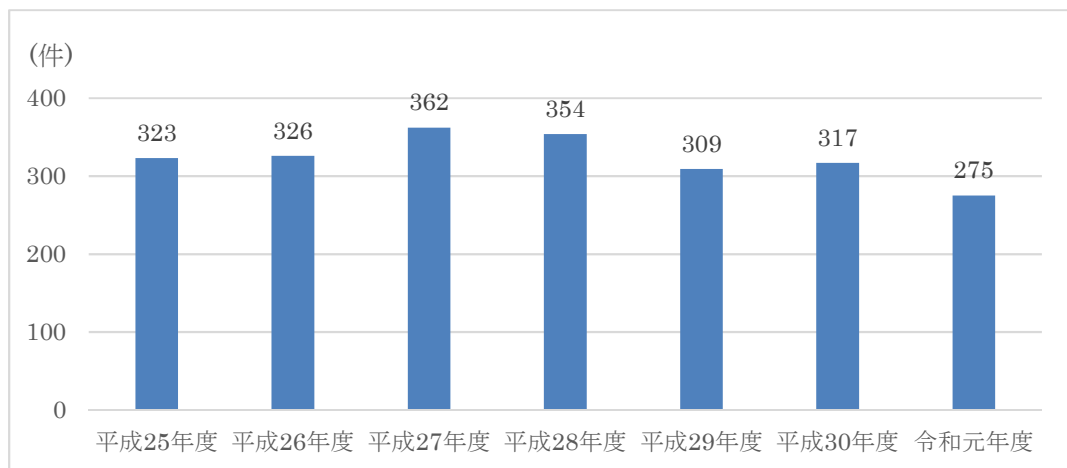
資料：東大阪市

（３）施策の方向３ 養育費確保の促進

市の法律相談における離婚に関する相談は、平成 30 年度より市政情報相談課に加えて子ども家庭課でも実施をしています。相談件数は、多少の増減はあるものの毎年 300 件を超えて推移しています。

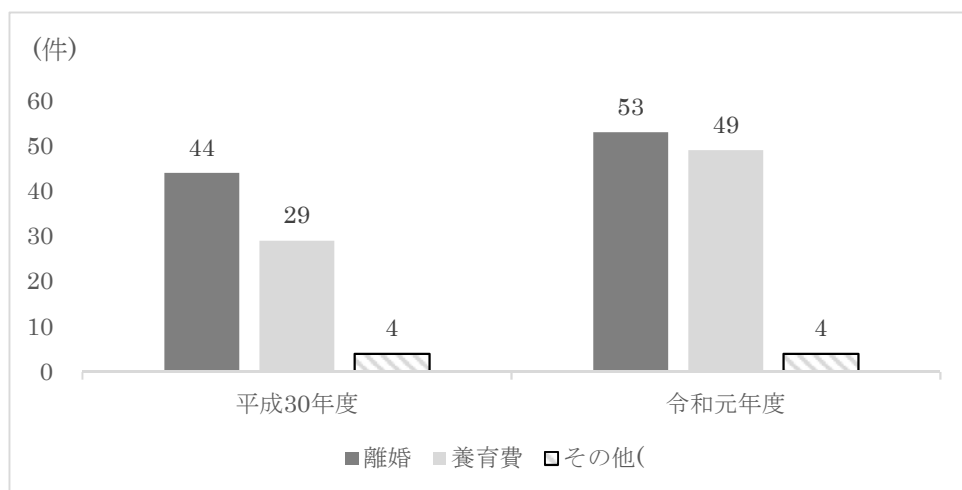
子ども家庭課では、ひとり親家庭が直面する問題（離婚に伴う問題、養育費の不払い、認知、ひとり親家庭支援など）に対応するために法律相談を実施しています。令和元年度の相談内容としては、離婚に関することが最も多くて 53 件、次いで養育費に関することが 49 件でした。

図 市政情報相談課の法律相談における離婚に関する相談件数（参考）



資料：東大阪市

図 子ども家庭課の法律相談における相談内容と相談件数（参考）



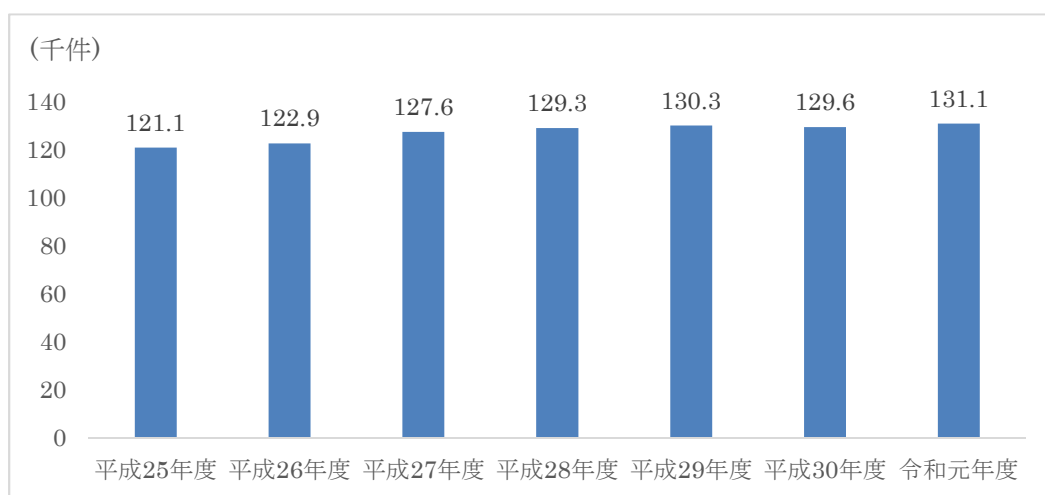
資料：東大阪市

（４）施策の方向４ 経済的な支援

ひとり親家庭医療費の助成件数は基本的に増加傾向にあり、令和元年度は 13 万件を超えています。

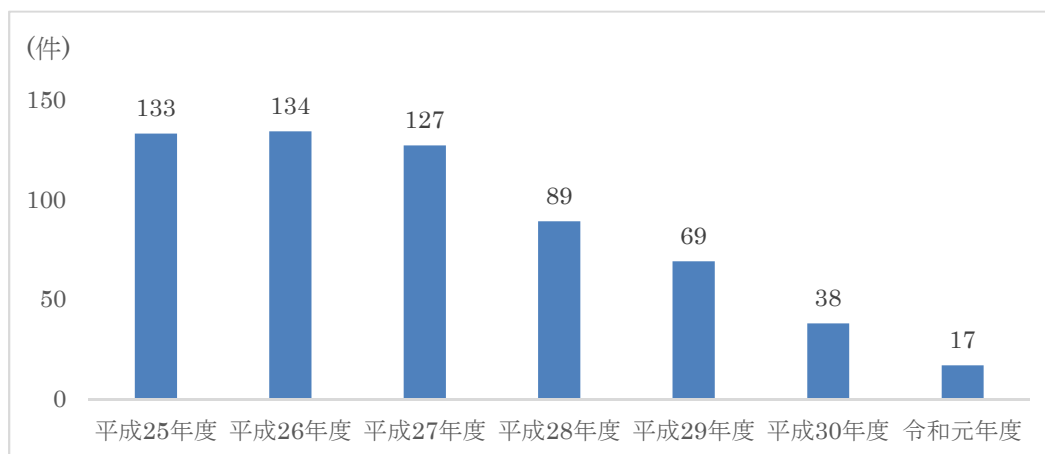
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数は平成 27 年度以降は減少し続けています。背景には、高校進学においては平成 26 年度より高校授業料の実質無償化が開始されたことや、大学等の進学においては日本学生支援機構の奨学金が拡充されたことが原因として考えられます。本市では、令和元年度より修学資金の入学前申請の受付を開始し、制度としても令和 2 年度より修学期間中の生活費等の貸付を実施していることから、生活の安定や自立に向けての資金調達が困難なひとり親家庭の母・父や寡婦に対して福祉資金の果たす役割は大きく、貸付を必要としている人へは今後も情報の提供、制度の周知を図る必要があります。

図 ひとり親家庭医療費の助成件数



資料：東大阪市

図 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数（新規・継続含む）

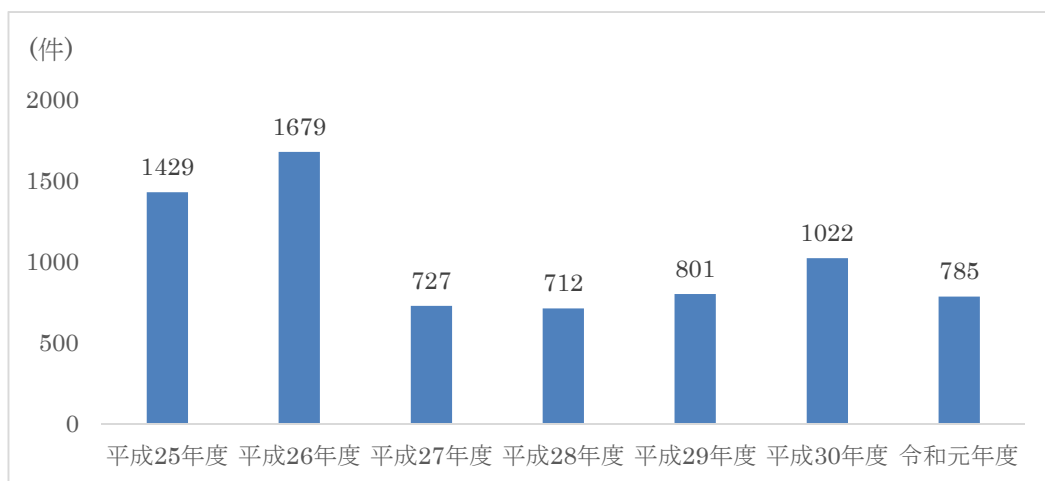


資料：東大阪市

（５）施策の方向５ 相談機能や情報提供の充実

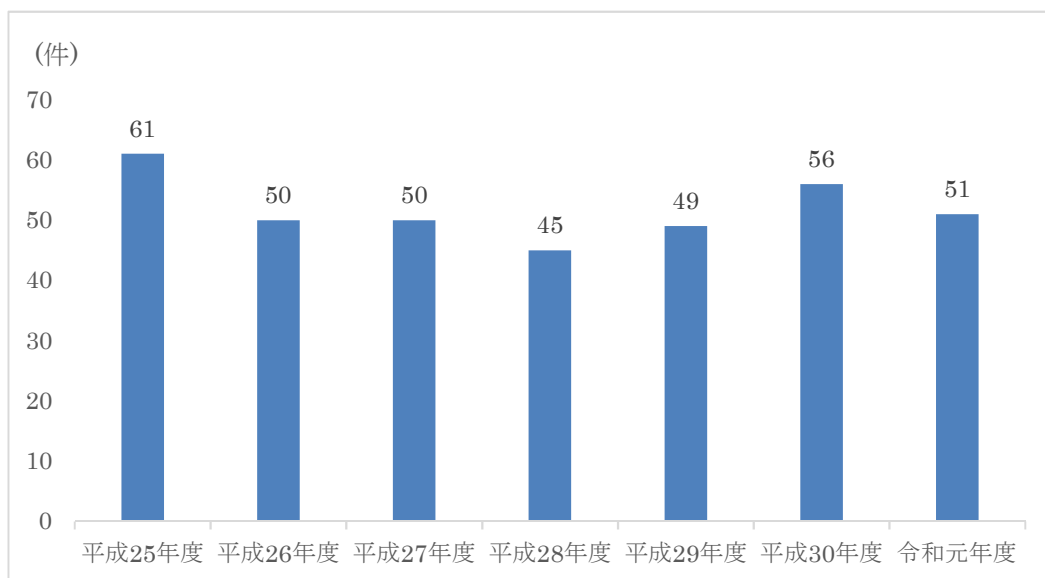
母子・父子自立支援員や母子福祉推進委員による相談件数に増減はありますが、ひとり親家庭の自立促進や孤立化を防ぐためにも相談員の必要性は増しており、より一層、相談窓口等の周知や機能強化が課題として考えられます。

図 母子・父子自立支援員による相談件数



資料：東大阪市

図 母子福祉推進委員による相談件数

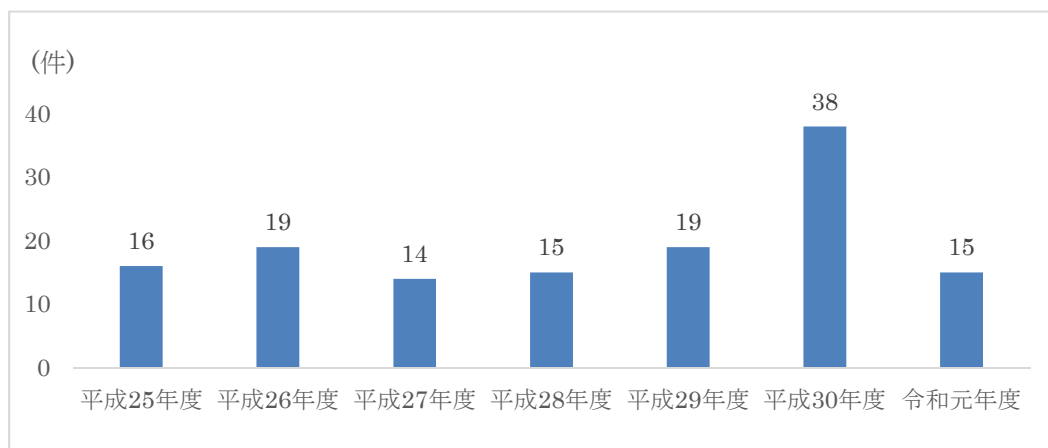


資料：東大阪市

（６）施策の方向６ 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成のため、市及び東大阪市母子寡婦福祉会が実施している交流会の参加者数については平成 30 年度は増加しましたが、毎年、横ばいで推移しています。また、アンケート調査でも母子家庭の母、父子家庭の父ともに「話し相手や相談相手がない」ことに悩んでいる人が増加しており、より気軽に参加できるような地域ごとの取り組み、自助グループ等への支援を進めていく必要があります。

図 ひとり親家庭の交流会の参加者数



資料：東大阪市

3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題（東大阪市子どもの生活実態調査結果より）

【結果概要】

① 世帯の状況

- ・はじめて親となった年齢は、母子家庭の母では「27～30 歳」（33.3%）が最も多く、次いで「24～26 歳」（22.6%）となっています。父子家庭の父では「27～30 歳」（33.3%）が最も多く、次いで「40 歳以上」（25.0%）となっています。
- ・ひとり親家庭の親の最終学歴は、母子家庭の母では「高校卒業」（40.3%）が最も多く、次いで「高専、短大、専門学校等卒業」（35.2%）となっています。父子家庭の父では「高校卒業」（41.7%）が最も多く、次いで「大学卒業」（33.3%）となっています。
- ・家計の状況は、母子家庭の母では「赤字でも黒字でもない」（42.1%）で最も多く、次いで「赤字である」（32.1%）となっています。父子家庭の父では「貯蓄ができています」（41.7%）で最も多く、次いで「赤字である」「赤字でも黒字でもない」（ともに 25.0%）となっています。
- ・相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を示しています。このときの貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除きたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。本市の相対的貧困率は 12.96%（117.39 万円＝貧困線）ですが、このうち母子家庭が占める割合は 45.3%、父子家庭が占める割合が 5.3%で、相対的貧困状態にある家庭の半数以上をひとり親家庭が占めている状態となっています。

②就労状況

- ・就業状況に関わらず、働いている方は、母子家庭の母で 84.3%、父子家庭の父で 100%となっています。
- ・就業状況は、母子家庭の母では「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」（45.9%）で最も多く、次いで「常勤・正規職員」（30.2%）となっています。父子家庭の父では「常勤・正規職員」（89.2%）で最も多く、次いで「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」「自営業・家業」（ともに 5.4%）となっています。

③経済的状況

- ・年間総収入は、母子家庭の母では「150～200 万円未満」「200～250 万円未満」（ともに 13.8%）で最も多くなっており、250 万円未満が 43.3%を占めています。父子家庭の父では「450～500 万円未満」「500～550 万円未満」「550～600 万円未満」（ともに 11.1%）で最も多く、そのほかの層も近い比率となっており収入にばらつきがうかがえます。

④養育費について

- ・養育費について、「受けたことはない」との回答が母子家庭の母では 62.9%、父子家庭の父で 80.6%となっています。

⑤生活についての実感と心配事、悩み

- ・現在の生活を楽しんでいるかとの質問に対して、母子家庭の母では、「とても楽しんでいる」「楽しんでいる」と答えた方が 62.9%であった一方で、「楽しんでいない」「あまり楽しんでい

ない」と答えた方が 28.9%となっています。父子家庭の父では、「とても楽しんでいる」「楽しんでいる」と答えた方が 66.7%であった一方で、「楽しんでいない」「あまり楽しんでいない」と答えた方が 25.0%となっています。

- ・経済的な困窮の経験について、母子家庭の母では「新しい服や靴を買うのを控えた」(62.3%)、「趣味やレジャーの出費を減らした」(59.1%)、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」(57.2%)、「食費を切りつめた」(49.7%)となっています。父子家庭の父では「趣味やレジャーの出費を減らした」(58.3%)、「新しい服や靴を買うのを控えた」(44.4%)、「食費を切りつめた」(41.7%)、「新聞や雑誌を買うのを控えた」(30.6%)、「友人・知人との外食を控えた」(30.6%)となっています。
- ・子どもに関する経済的な困窮の経験について、母子家庭の母では「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」(35.2%)、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」(27.7%)、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」(24.5%)、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」(23.3%)、「子どもを習い事に通わすことができなかった」(23.3%)となっています。父子家庭の父では「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」(16.7%)となっています。
- ・心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人が「いない」方は母子家庭の母では 11.9%、父子家庭の父では 13.9%であり、父子家庭の父の方に多くみられます。

【まとめ】

アンケート調査の結果から、ひとり親家庭の相対的貧困率が高く、その中でもとりわけ母子家庭の貧困率が高いことが見受けられます。母子家庭の就業状況においては非正規の雇用率が高く、経済状況においても年間総収入が低い傾向にあります。

母子家庭の母や父子家庭の父の生活についての不安をみると、4人に1人が生活が楽しくないと否定的な答えをしています。日常生活においても経済的に我慢をしている経験が多く見受けられ、母子家庭においては、子どもを塾に通わすことができなかった、子どもの進路を変更、進学させられないといった経済的なことを要因として、多くの子どもが経験することを経験させられない状況、いわゆる「ライフチャンスのハク奪」も生まれています。また、父子家庭の父では母子家庭の母と比べて、心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人が少ない傾向となっています。

児童扶養手当現況届（令和2年8月3日～17日実施）に来庁されたひとり親の方にアンケート調査を実施しました。調査結果からみられる傾向として、今後、何らかの免許・資格・技能を身につけたいと考えているひとり親家庭の割合が多くあり、全体の 67.8%でした。

このように、ひとり親家庭の置かれている状況は依然として厳しく、問題を抱えている場合にはその課題が複合的でより困難な状況に陥っていることが危惧されます。このような中で施策の方向性としては引き続き就業自立を目指す一方で、課題の複合化や生活の苦しさ、子どもへの影響（貧困の連鎖等）、父子家庭での子育て不安等にも考慮して、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援がより一層求められていると考えます。

第3章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1. 基本理念と基本目標

ひとり親家庭が社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもってしあわせな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、子どもへの影響（子どもの貧困対策）等も含めて、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、生き生きと安心して子どもを育むことのできるまちをめざします。

2. 基本目標

「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、
子育ての喜びが実感できるまち」

3. 基本的な姿勢

◇きめ細やかな福祉サービスを提供し、また、ひとり親家庭の状況に応じた情報を積極的に提供し、ひとり親家庭の自立を支援する仕組み作りを進めます。

◇ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。

◇ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。

（１）市の役割

ひとり親家庭の誰もが本市で暮らしてよかったと実感できるよう、ひとり親家庭の皆さんからの相談に応じます。また、本市で実施するひとり親家庭の皆さんを支援する施策や取り組みに関する情報を広く周知していく必要があります。そのために、どのような方法が有効かを積極的に検討し、きめ細やかな情報提供と相談対応を行うことで、自立支援を推進します。

（２）教育・養育機関の役割

教育・養育機関は子どもを持つひとり親家庭にとって最も近い存在であり、親子ともに接する機会が多くあります。その特性を活かし、市や地域と連携してひとり親家庭に密着した支援の主体としての役割を果たします。

（３）企業・事業所の役割

企業・事業所においては、特別措置法にも明記されているように、ひとり親家庭の母及び父の雇用を進めることが求められています。また、子育て支援制度の導入や職場の環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立ができるような支援も必要とされています。

（４）市民・地域・市民活動団体の役割

社会を構成する家族形態のひとつとしてひとり親家庭を受け入れ、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を的確に理解し、自立促進に向けて協力するため、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域で支援の担い手となる関係者に対し、必要な情報提供等を行い、相互の連携強化に向けた取り組みの促進が必要とされています。地域において、ひとり親家庭が安心と喜びを持って暮らせるよう、温かく見守り、支援していきます。

また、ひとり親家庭が社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、ひとり親家庭の子どもたちが安心できる居場所づくりが必要です。本市では居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークを構築していきます。

4. 施策の基本的な方向

- (1) 生活の支援～くらしを応援～
- (2) 教育の支援～まなびを応援～
- (3) ひとり親家庭等に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

(1) 生活の支援 ～くらしを応援～

- ひとり親家庭の貧困を防ぐためには、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱えるひとり親家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、ひとり親家庭が社会とつながるきっかけづくりを進めます。
- ひとり親家庭が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- ひとり親家庭が社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、ひとり親家庭の子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促します。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークづくりを行います。
- ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費確保に向けた取組を推進します。
- 就職や転職を考えている児童扶養手当を受給されている方々に対して、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施しておりハローワーク等と連携して支援しています。また、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりを支援し、自立を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症による、ひとり親家庭の生活への影響は大きいと考えられます。失業や収入減少といった、ひとり親家庭の親への影響はもちろんのこと、子どもたちの心身への影響も大きいものと思います。ひとり親家庭の生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

(2) 教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を上げるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、ひとり親家庭の子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱えるひとり親家庭等が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

（３）ひとり親家庭等に対する就労の支援

- 母子家庭の母の多くが就業しているものの、収入は低い水準にとどまっています。また、父子家庭の父は子どもの養育、家事等に困難を抱え、子育てと就業の両立が困難となっている場合があります。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭が子育てをしながら安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、ひとり親家庭を対象に就業を軸とした自立支援を行います。

（４）経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、ひとり親家庭の子どもたちの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。ひとり親家庭を対象に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。

5. 施策の実施に向けた視点

（１）ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて

ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいけるよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別・非婚等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう促します。

また、相談から支援へと展開する各分野での取り組みが横断的に実施されるように、関係機関との連携の強化に努めます。

（２）子どもの成長に応じた支援の提供

ひとり親家庭の子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子どもの同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。

（３）公平な社会の実現に向けて

ひとり親家庭が生活を送る中で、その親が十分な就労機会を得ることができないなど、ひとり親家庭であることを理由に不当な差別を受けることがないよう、親子ともに社会に受け入れられ、しあわせな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援を促進します。

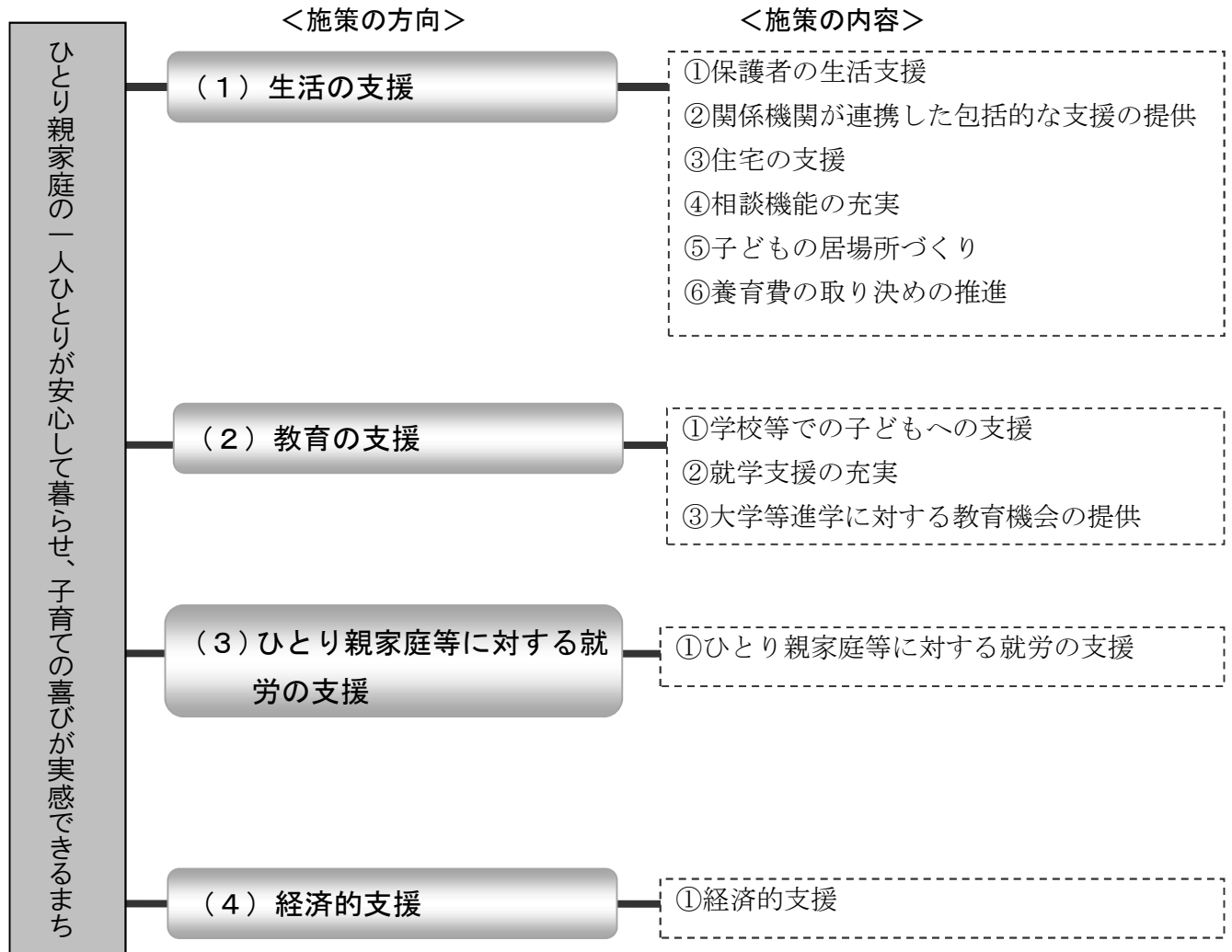
特に、父子家庭においては、これまで支援の手が届きづらかったこともあり、母子家庭、寡婦とともに十分な支援が得られるような情報提供を行います。

近年、ひとり親家庭の中には就業、子育て、子どものこと、生活面、経済的なこと等について、課題を複合的に抱えている家庭が見受けられることから、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援を展開していきます。

第4章 具体的な自立支援プログラム

第4章 具体的な自立支援プログラム

1. 施策の体系



東大阪市のひとり親家庭のライフステージごとの支援イメージ

離別等による生活の激変

喫緊の 問題解決 の支援

- 離婚相談・養育相談〔福祉事務所、多文化共生・男女共同参画課〕
- ひとり親向けの法律相談（養育費・離婚前法律相談含む）〔子ども家庭課〕
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業〔子ども家庭課〕
- 母子生活支援施設の入所〔福祉事務所〕

ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期

生活基盤 確保の 支援

- 公営住宅の申込〔府・市住宅担当課〕
- 児童扶養手当等の申請〔国民年金課〕
- ひとり親家庭医療費等の助成制度の申請〔医療助成課〕

子育てに 関する 支援

- 保育所（園）や認定こども園等への入所申込〔施設利用相談課〕
- 幼児教育・保育の無償化制度〔子どもすこやか部事務センター〕
- 留守家庭児童育成クラブへの入所の申込〔各事業委託団体〕
- ファミリー・サポート・センター事業〔施設給付課〕
- 病児・病後児保育事業〔施設給付課〕
- 子育て短期支援事業〔子ども見守り相談センター〕
- 養育支援訪問事業〔子ども見守り相談センター〕
- 奨学金の利用〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 子育て相談〔子ども見守り相談センター、保健センター、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」、保育所、子育て支援センター、つどいの広場〕
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕

就業に 関する 支援

- 就業相談
 - 求人情報
 - 就業支援講習会
- 〔ハローワーク、就活ファクトリー、母子家庭等就業・自立支援センター〕
- 資格・技能習得の経済的支援〔子ども家庭課〕
 - プログラム策定事業〔子ども家庭課、福祉事務所〕

子どもの進学の時期

- 就学援助〔学事課〕
- 奨学金の利用〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 高校授業料の実質無償化〔文部科学省、大阪府教育庁〕
- 高等教育の修学支援制度〔文部科学省〕

緊急時の支援

- ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）被害対策〔多文化共生・男女共同参画課〕
- 病気になったときの経済的、生活支援〔福祉事務所・生活困窮者自立支援相談窓口〕

2. 具体的施策の方向

【施策の方向1】生活の支援 ～くらしを応援～

施策内容（1）保護者の生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1（1）①	生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所に相談支援を行っています。	生活福祉課 各福祉事務所
1（1）②	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合もあります。	生活支援課
1（1）③	保育所（園）や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	施設利用相談課
1（1）④	病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	施設給付課 保育課
1（1）⑤	留守家庭児童育成クラブの充実	小学生（1～6年生）を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	青少年教育課

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (1) ⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。 【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。	子ども相談課
1 (1) ⑦	ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	施設給付課
1 (1) ⑧	非婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭を支援することを目的に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。	子ども家庭課
1 (1) ⑨	幼児教育・保育の無償化制度	保育所（園）、認定こども園、幼稚園などを利用する3歳児から5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の利用料が無料になります。 また、認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料も無償化の対象となります。（ただし上限があります。）	子どもすこやか部事務センター ・施設指導課 ・施設給付課 ・施設利用相談課 ・学校教育推進室
1 (1) ⑩	保育料減免	保育所（園）、認定こども園及び小規模保育施設に在籍する0歳から2歳の児童にかかる保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	施設給付課

施策内容（２）関係機関が連携した包括的な支援の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
１（２）①	小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	地域福祉課
１（２）②	地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	生活支援課 地域福祉課 子ども家庭課
１（２）③	母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	子ども家庭課 各福祉事務所
１（２）④	コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	地域福祉課
１（２）⑤	子育て世代包括支援センター「はぐくむ」	妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを行います。妊娠・出産・子育てをするなかでわからないこと・不安なことや、保育所や遊び場についての相談など、お悩みがあれば気軽に相談できます。	母子保健・感染症課 施設給付課
１（２）⑥	子ども見守り相談センター	０歳～１８歳の子どもとその家庭および妊産婦などを対象として社会福祉士や保健師など多様な専門職による相談支援体制を構築し、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。また、子どもの成長や発達、しつけなど子育てに関する悩みの相談や子どもの虐待の相談・通告窓口の役割も担います。	子ども相談課 地域支援課

1 (2) ⑦	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要と思われる家庭を対象に、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援(相談支援や育児・家事援助等)を行っています。	子ども相談課 地域支援課 母子保健・感染症課 保健センター
---------	----------	--	--

施策内容(3) 住宅の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (3) ①	市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。	総務管理課

施策内容(4) 相談機能の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (4) ①	児童家庭相談事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども見守り相談センターで、0歳から18歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています。	子ども相談課 地域支援課
1 (4) ②	教育・発達相談事業「来所相談」	3歳半から概ね18歳までの子どもとその保護者に対し、子どもの養育や教育、発達に関する相談を行います。	教育センター
1 (4) ③	東大阪立男女共同参画センター・イコラーム(相談事業)	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談(電話、心理面接、法律、労働、多言語)、男性のための相談(電話)を実施しています。	多文化共生・男女共同参画課

施策内容（５）子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

No.	事業名・取組内容		所管課
1（５）①	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行います。	子ども家庭課
1（５）②	生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	生活支援課

施策内容（６）養育費確保に関する取り決めの促進

No.	事業名・取組内容		所管課
1（６）①	養育費・離婚相相談事業	離婚相相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。	子ども家庭課
1（６）②	養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。なお、1件当たりの補助の上限額は50,000円です。	子ども家庭課

【施策の方向2】教育の支援 ～まなびを応援～

施策内容（1）学校等での子どもへの支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2（1）①	学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	学校教育推進室
2（1）②	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	学校教育推進室
2（1）③	スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	学校教育推進室
2（1）④	スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。	学校教育推進室
2（1）⑤	不登校総合対策事業	東大阪市内の25中学校区全てを重点ブロックと位置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、定期的に幼小中の連携会議を実施しています。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取組等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っています。	学校教育推進室

No.	事業名・取組内容		所管課
2(1)⑥	教育支援センター事業「適応指導教室」	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談・指導を行うことにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立をめざします。	教 育 セ ン ター
2(1)⑦	教育・発達相談事業「相談員派遣事業」「電話相談」	教育センターの相談員を派遣し、市立学校園における相談機能の充実を図ります。また、子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育上の悩みに関する相談を行います。	教 育 セ ン ター
2(1)⑧	留守家庭児童育成事業	留守家庭児童育成事業は、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。現在、本市では50クラブを開設しており、内31クラブは民間事業者、13クラブはNPO法人、6クラブは一般社団法人が運営しています。	青 少 年 教 育 課

施策内容（2）就学支援の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
2(2)①	就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	学事課

施策内容（3）大学等進学に対する教育機会の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
2(3)①	東大阪市奨学金制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。卒業後には、返還の義務が生じます。	学事課
2(3)②	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	子 ども 家 庭 課

【施策の方向3】ひとり親家庭等に対する就労の支援

施策内容（1）ひとり親家庭等に対する就労の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
3（1）①	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談等を実施しています。	子ども家庭課
3（1）②	母子・父子家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。 【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。	子ども家庭課
3（1）③	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。	子ども家庭課 各福祉事務所
3（1）④	ワークサポート事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	労働雇用政策室
3（1）⑤	就活ファクトリー東大阪	39歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施しています。	労働雇用政策室
3（1）⑥	保護者の学び直しの支援の検討	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親の学び直しの支援を検討します。	子ども家庭課

3 (1) ⑦	若年者等トライアル雇用支援金の活用促進	国（ハローワーク）はトライアル雇用奨励金制度により、母子家庭の母等の雇入れを促進しており、本市においても、事業所に対して、若年者等トライアル雇用支援金制度により補助しており、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	労働雇用政策室
---------	---------------------	---	---------

【施策の方向 4】経済的支援

施策内容（1）経済的支援

No.	事業名・取組内容		所管課
4 (1) ①	母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20 才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。 （貸付の種類）修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	子ども家庭課 各福祉事務所
4 (1) ②	ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部を助成しています。	医療助成課
4 (1) ③	児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は 20 歳未満までです。 ※所得制限あり。	国民年金課

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 関係部局との連携

本計画は本市におけるひとり親家庭の自立促進施策の指針となるものであり、推進にあたっては、国、大阪府、庁内の人権、教育、労働、住宅等、幅広い分野にわたる連携が必要です。本市においては東大阪市福祉推進委員会と本市の各部局が横断的・総合的に連携を図り、推進に向けて取り組んでまいります。

2. 関係機関・団体等との連携

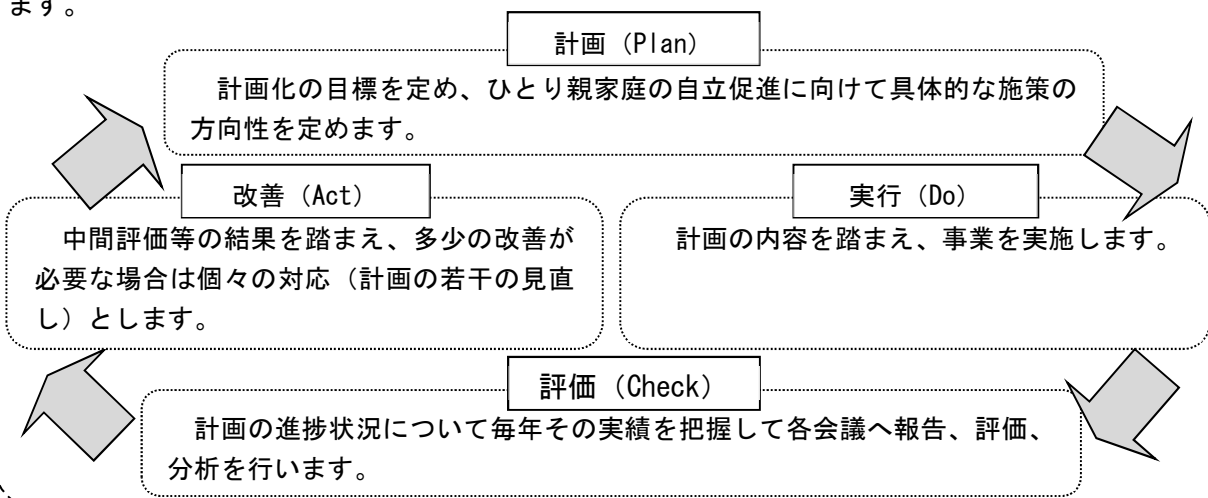
母子寡婦福祉会等の当事者団体や民生委員・児童委員・主任児童委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における産業、労働、福祉の関係者や事業者との連携を強化し、本計画を推進します。

3. 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を把握し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



4. 計画の効果的な運用方法

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するよう努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

また、今後は、ひとり親家庭の親への自立促進・支援だけでなく、その世帯に属する子どもへの支援の強化を効率的・効果的に図っていくために、東大阪市子どもの未来応援プランとの連携を図って、一体的に支援を推進していきます。

資料編

資料編

1. 子どもの生活実態調査（平成29年8月実施 概要）

（1）調査の実施概要

①調査の目的

本市では、「東大阪市子どもの未来応援プラン」策定のために、子どもの生活実態と子どもたちが置かれている状況を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

②調査の概要

調査対象者：本市に住んでいる小学5年生、中学2年生、16・17歳とその保護者。

抽出方法：住民基本台帳を基に無作為抽出。

調査方法：郵送による配布、回収。

表 配布数及び回収数（回収率）

種類	配布数	回収数	回収率（%）
子ども（※1）	2,000 件	637 件	31.9%
小学5年生	1,000 件	347 件	34.7%
中学2年生	1,000 件	281 件	28.1%
16・17 歳	1,000 件	222 件	22.2%
保護者（※2）	3,000 件	874 件	29.1%
小学5年生の保護者	1,000 件	346 件	34.6%
中学2年生の保護者	1,000 件	280 件	28.0%
16・17歳の保護者	1,000 件	221 件	22.1%

※1：子どもの学年無回答分を含みます。

※2：子どもの学年・年齢不明分を含みます。

③報告書の見方

ア. 報告書の留意点

- 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。
- 複数回答の質問では比率の合計が100%とならない場合があります。
- グラフの中の「N=***」は、集計母数を表しています。
- 回答比率（%）は、その質問の回答者数を基数（N=Number of case）として算出しています。
- 本文中の表等において、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合があります。
- 記載の中で「小・中学生」とあるものは本市に住んでいる小学校5年生と中学校2年生を対象としたアンケートの結果、「16・17歳」とあるものは本市に住んでいる16・17歳を対象

象としたアンケート結果を表しています。「保護者」とあるものは調査対象者である小・中学生、16・17歳の保護者を対象としたアンケートの結果を表しています。

イ. 困窮度によるクロス集計分析

本市では「子どもの生活に関する実態調査」より、保護者の調査項目の世帯所得額から等価可処分所得を算出し、困窮の程度を4つの層に分類したうえで、調査項目について考察しました。

子どもと保護者からの回答内容に対する、困窮度や世帯状況によるクロス集計から分析した結果、子どもの生活や学習、保護者の生活や経済状況、社会とのつながり、子どもの居場所についての考え等について、さまざまな現状が見えてきました。

図：等価可処分所得による困窮度



実際の生活上の体験や困りごと等を把握し、多面的に情報を分析するための指標として、「等価可処分所得」を基に区分した「困窮度」を用います。

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を示しています。このときの貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、この算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づくものとなっています（なお、ユニセフの報告書では、等価可処分所得の60%を採用しています）。

国民生活基礎調査は所得額について、詳細な記述を求め、算出しています。本市で実施した「子どもの生活に関する実態調査」は世帯の所得額については、回答者の負担感等を考慮し、平成28年中の手取り収入を50万～100万円の幅を持たせた選択肢で回答を求めました。そのため、国の貧困線の算出方法で用いる「等価可処分所得」の中央値には、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯人員の平方根で割って調整した値を当てはめています。

（例）世帯所得が「500～550万円」で世帯人員が5人の場合、世帯所得を525万円として算出します。 $525 \div \sqrt{5} \div 234.8$ 万円

このように算出した等価可処分所得の中央値（234.78万円）の50%未満の層を「困窮度Ⅰ」、50%以上60%未満の層を「困窮度Ⅱ」、60%以上中央値未満の層を「困窮度Ⅲ」、中央値以上を「中央値以上」の4つの層に分類しています。

なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%（127.5万円）、本市の相対的貧困率は12.96%（117.39万円＝貧困線）でした。

（２）調査の結果

①世帯人数

各世帯構成における世帯人数について一覧にしています。母子世帯では「3人世帯」が最も多く、父子世帯では「4人世帯」が最も多い結果でした。

	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	合計
母子世帯	24	60	51	20	1	2	1	159
	15.1%	37.7%	32.1%	12.6%	0.6%	1.3%	0.6%	100.0%
父子世帯	5	3	18	8	2	0	0	36
	13.9%	8.3%	50.0%	22.2%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	3	75	360	143	25	6	0	612
	0.5%	12.3%	58.8%	23.4%	4.1%	1.0%	0.0%	100.0%
3世代世帯	0	0	5	22	15	10	0	52
	0.0%	0.0%	9.6%	42.3%	28.8%	19.2%	0.0%	100.0%
その他	0	2	1	2	7	2	1	15
	0.0%	13.3%	6.7%	13.3%	46.7%	13.3%	6.7%	100.0%
合計	32	140	435	195	50	20	2	874
	3.7%	16.0%	49.8%	22.3%	5.7%	2.3%	0.2%	100.0%

②世帯の子どもの人数

各世帯構成における子どもの人数について一覧にしています。母子世帯、父子世帯ともに「子ども2人」が最も多い結果でした。

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	合計
母子世帯	42	77	34	5	0	1	0	159
	26.4%	48.4%	21.4%	3.1%	0.0%	0.6%	0.0%	100.0%
父子世帯	8	17	10	1	0	0	0	36
	22.2%	47.2%	27.8%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	76	363	142	26	1	4	0	612
	12.4%	59.3%	23.2%	4.2%	0.2%	0.7%	0.0%	100.0%
3世代世帯	6	31	8	5	2	0	0	52
	11.5%	59.6%	15.4%	9.6%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	5	5	3	1	0	0	1	15
	33.3%	33.3%	20.0%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	137	493	197	38	3	5	1	874
	15.7%	56.4%	22.5%	4.3%	0.3%	0.6%	0.1%	100.0%

③住まいの状況

各世帯構成における住まいの状況について一覧にしています。母子世帯、父子世帯ともに「持ち家（親・きょうだいの名義を含む）」が最も多い結果でした。

	持ち家 (親・ きょうだいの名義 を含む)	府営・市 営住宅	UR賃貸 住宅・公 社賃貸住 宅	民間の賃 貸住宅	官舎・社 宅	その他	無回答	合計
母子世帯	94	7	3	50	1	3	1	159
	59.1%	4.4%	1.9%	31.4%	0.6%	1.9%	0.6%	100.0%
父子世帯	33	0	0	1	2	0	0	36
	91.7%	0.0%	0.0%	2.8%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	535	4	6	60	6	1	0	612
	87.4%	0.7%	1.0%	9.8%	1.0%	0.2%	0.0%	100.0%
3世代世帯	49	0	0	1	2	0	0	52
	94.2%	0.0%	0.0%	1.9%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	12	0	0	2	0	0	1	15
	80.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	723	11	9	114	11	4	2	874
	82.7%	1.3%	1.0%	13.0%	1.3%	0.5%	0.2%	100.0%

④前年の家計状況

各世帯構成における前年の家計状況について一覧にしています。母子世帯では「赤字でも黒字でもない」が最も多く、父子世帯では「貯蓄ができています」が最も多い結果でした。

	貯蓄ができています	赤字である	赤字でも黒字でもない	わからない	無回答	合計
母子世帯	31	51	67	10	0	159
	19.5%	32.1%	42.1%	6.3%	0.0%	100.0%
父子世帯	15	9	9	2	1	36
	41.7%	25.0%	25.0%	5.6%	2.8%	100.0%
2世代世帯	229	130	210	36	7	612
	37.4%	21.2%	34.3%	5.9%	1.1%	100.0%
3世代世帯	18	13	20	1	0	52
	34.6%	25.0%	38.5%	1.9%	0.0%	100.0%
その他	4	5	4	1	1	15
	26.7%	33.3%	26.7%	6.7%	6.7%	100.0%
合計	297	208	310	50	9	874
	34.0%	23.8%	35.5%	5.7%	1.0%	100.0%

⑤赤字の対処方法

各世帯構成における赤字の対処方法について一覧にしています。母子世帯、父子世帯ともに「貯金、預金のとりくずし」が最も多い結果でした。

	貯金、預金のとりくずし	親や親族などからの仕送り	金融機関等からの借り入れ	その他	無回答	合計
母子世帯	36	3	9	2	1	51
	70.6%	5.9%	17.6%	3.9%	2.0%	100.0%
父子世帯	7	0	2	0	0	9
	77.8%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	86	9	25	7	3	130
	66.2%	6.9%	19.2%	5.4%	2.3%	100.0%
3世代世帯	8	1	3	1	0	13
	61.5%	7.7%	23.1%	7.7%	0.0%	100.0%
その他	2	0	1	2	0	5
	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
合計	139	13	40	12	4	208
	66.8%	6.3%	19.2%	5.8%	1.9%	100.0%

⑥子どものための貯蓄

各世帯構成における子どものための貯蓄について一覧にしています。母子世帯では「貯蓄をしたいができていない」が最も多く、父子世帯では「貯蓄をしている」が最も多い結果でした。

	貯蓄をしている	貯蓄をしたいができていない	貯蓄をするつもりはない	無回答	合計
母子世帯	70	86	0	3	159
	44.0%	54.1%	0.0%	1.9%	100.0%
父子世帯	20	16	0	0	36
	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	385	219	3	5	612
	62.9%	35.8%	0.5%	0.8%	100.0%
3世代世帯	32	20	0	0	52
	61.5%	38.5%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	6	8	0	1	15
	40.0%	53.3%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	513	349	3	9	874
	58.7%	39.9%	0.3%	1.0%	100.0%

⑦経済的な困窮の経験（複数回答可）

各世帯構成における経済的な困窮の経験について一覧にしています。

	食費を切りつめた	電気・ガス・水道などが止められた	医療機関を受診できなかった	国民健康保険料の支払いが滞ったことがある	国民年金の支払いが滞ったことがある	金融機関などに借金をしたことがある	クレジットカードの利用が停止になったことがある	新しい服や靴を買うのを控えた	新聞や雑誌を買うのを控えた	スマートフォンなどの切り替え、利用を断念した	冠婚葬祭のつきあいがなくなったことがある	生活の見通しが立たなくなったことがある	鉄道やバスの利用を控え、自転車を使ったり歩くようになった	電話（固定・携帯）などの通信料の支払いが滞ったことがある	家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある	趣味やレジャーの出費を減らした	冷暖房の使用を控えた	友人・知人との外食を控えた	献金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	理髪店・美容院に行く回数を減らした	子ども部屋が欲しかったがなかった	どれもあてはまらない	有効回答数
母子世帯	79	3	7	14	13	14	7	99	68	20	20	61	44	12	11	94	57	77	16	91	32	21	159
	49.7%	1.9%	4.4%	8.8%	8.2%	8.8%	4.4%	62.3%	42.8%	12.6%	12.6%	38.4%	27.7%	7.5%	6.9%	59.1%	35.8%	48.4%	10.1%	57.2%	20.1%	13.2%	100.0%
父子世帯	15	1	1	0	0	4	1	16	11	2	3	7	5	1	1	21	9	11	0	9	0	7	36
	41.7%	2.8%	2.8%	0.0%	0.0%	11.1%	2.8%	44.4%	30.6%	5.6%	8.3%	19.4%	13.9%	2.8%	2.8%	58.3%	25.0%	30.6%	0.0%	25.0%	0.0%	19.4%	100.0%
2世代世帯	219	8	14	24	32	41	14	269	158	35	20	101	76	14	18	278	141	150	7	173	41	171	612
	35.8%	1.3%	2.3%	3.9%	5.2%	6.7%	2.3%	44.0%	25.8%	5.7%	3.3%	16.5%	12.4%	2.3%	2.9%	45.4%	23.0%	24.5%	1.1%	28.3%	6.7%	27.9%	100.0%
3世代世帯	21	1	1	2	3	2	1	21	13	6	1	7	1	1	1	25	9	15	1	18	6	14	52
	40.4%	1.9%	1.9%	3.8%	5.8%	3.8%	1.9%	40.4%	25.0%	11.5%	1.9%	13.5%	13.5%	1.9%	1.9%	48.1%	17.3%	28.8%	1.9%	34.6%	11.5%	26.9%	100.0%
その他	7	0	1	2	3	2	2	11	4	2	1	9	4	1	0	9	3	7	0	9	1	1	15
	46.7%	0.0%	6.7%	13.3%	20.0%	13.3%	13.3%	73.3%	26.7%	13.3%	6.7%	60.0%	26.7%	6.7%	0.0%	60.0%	20.0%	46.7%	0.0%	60.0%	6.7%	6.7%	100.0%
合計	341	13	24	42	51	63	25	416	254	65	45	185	136	29	31	427	219	260	24	300	80	214	874
	39.0%	1.5%	2.7%	4.8%	5.8%	7.2%	2.9%	47.6%	29.1%	7.4%	5.1%	21.2%	15.6%	3.3%	3.5%	48.9%	25.1%	29.7%	2.7%	34.3%	9.2%	24.5%	100.0%

⑧母親の最終学歴

母親の最終学歴は、母子世帯では「高校卒業」（40.3%）が最も多く、次いで「高専、短大、専門学校等卒業」（35.2%）でした。

	中学校卒業	高等学校中途退学	高等学校卒業	高専、短大、専門学校等卒業	大学卒業	大学院修了	その他の教育機関卒業	答えたくない	無回答	合計
母子世帯	14	6	64	56	14	0	2	2	1	159
	8.8%	3.8%	40.3%	35.2%	8.8%	0.0%	1.3%	1.3%	0.6%	100.0%

⑨父親の最終学歴

父親の最終学歴は、父子世帯では「高等学校卒業」（41.7％）が最も多く、次いで「大学卒業」（33.3％）でした。

	中学校卒業	高等学校中途退学	高等学校卒業	高専、短大、専門学校等卒業	大学卒業	大学院修了	その他の教育機関卒業	答えたくない	無回答	合計
父子世帯	0 0.0%	0 0.0%	15 41.7%	7 19.4%	12 33.3%	2 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	36 100.0%

⑩母親の就業状況（複数回答）

母親の就業状況は、母子家庭では「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」（45.9％）で最も多く、次いで「常勤・正規職員」（30.2％）でした。

	常勤・正規職員	パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務	パート・アルバイト・非正規職員で2カ所に勤務	自営業・家業	その他の就業形態	仕事を探している	仕事を探していない	有効回答数
母子世帯	48 30.2%	73 45.9%	4 2.5%	9 5.7%	2 1.3%	12 7.5%	13 8.2%	159 100.0%

⑪父親の就業状況（複数回答）

父親の就業状況は、父子家庭では「常勤・正規職員」（91.7％）で最も多く、次いで「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」「自営業・家業」（ともに5.6％）でした。

	常勤・正規職員	パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務	パート・アルバイト・非正規職員で2カ所に勤務	自営業・家業	その他の就業形態	仕事を探している	仕事を探していない	有効回答数
父子世帯	33 91.7%	2 5.6%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	36 100.0%

⑫子どもに関する経済的な困窮の経験

子どもに関する経済的な困窮の経験について一覧にしています。

	子どもを医療機関に受診させることができなかった	子どもの進路を変更した	子どものための本や絵本が買えなかった	子どもにおこづかいを渡すことができなかった	子どもに新しい服や靴を買い替えることができなかった	子どもを学校の遠足や修学旅行へ参加させることができなかった	子どもを習い事に通わせることができなかった	子どもを学校のクラブ活動に参加させることができなかった	子どもを学習塾に通わせることができなかった	子どもの誕生日を祝えなかった	子どもにお年玉をあげることができなかった	子どもの学校行事などに参加することができなかった	子ども会、地域の行事（祭りなど）の活動に参加することができなかった	家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった	どれにもあてはまらない	有効回答数
母子世帯	2 1.3%	10 6.3%	16 10.1%	44 27.7%	37 23.3%	1 0.6%	37 23.3%	2 1.3%	39 24.5%	6 3.8%	21 13.2%	9 5.7%	7 4.4%	56 35.2%	57 35.8%	159 100.0%
父子世帯	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 16.7%	23 63.9%	36 100.0%
2世代世帯	5 0.8%	10 1.6%	20 3.3%	35 5.7%	51 8.3%	0 0.0%	50 8.2%	4 0.7%	47 7.7%	5 0.8%	17 2.8%	2 0.3%	3 0.5%	91 14.9%	364 59.5%	612 100.0%
3世代世帯	1 1.9%	1 1.9%	3 5.8%	5 9.6%	6 11.5%	0 0.0%	2 3.8%	0 0.0%	3 5.8%	0 0.0%	1 1.9%	1 1.9%	1 0.0%	4 7.7%	30 57.7%	52 100.0%
その他	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	4 26.7%	4 26.7%	0 0.0%	3 20.0%	0 0.0%	4 26.7%	1 6.7%	3 20.0%	1 6.7%	2 13.3%	4 26.7%	7 46.7%	15 100.0%
合計	9 1.0%	22 2.5%	41 4.7%	88 10.1%	99 11.3%	1 0.1%	92 10.5%	6 0.7%	93 10.6%	12 1.4%	42 4.8%	13 1.5%	12 1.4%	161 18.4%	481 55.0%	874 100.0%

⑬初めて親になった年齢

初めて親になった年齢について一覧にしています。母子世帯・父子世帯ともに「27歳～30歳」が最も多い結果となりました。

	10代	20～23歳	24～26歳	27～30歳	31～34歳	35～39歳	40歳以上	無回答	合計
母子世帯	6 3.8%	23 14.5%	36 22.6%	53 33.3%	20 12.6%	13 8.2%	7 4.4%	1 0.6%	159 100.0%
父子世帯	0 0.0%	3 8.3%	5 13.9%	12 33.3%	4 11.1%	3 8.3%	9 25.0%	0 0.0%	36 100.0%
2世代世帯	9 1.5%	54 8.8%	105 17.2%	232 37.9%	134 21.9%	44 7.2%	32 5.2%	2 0.3%	612 100.0%
3世代世帯	1 1.9%	1 1.9%	10 19.2%	19 36.5%	15 28.8%	4 7.7%	2 3.8%	0 0.0%	52 100.0%
その他	1 6.7%	2 13.3%	1 6.7%	6 40.0%	2 13.3%	1 6.7%	2 13.3%	0 0.0%	15 100.0%
合計	17 1.9%	83 9.5%	157 18.0%	322 36.8%	175 20.0%	65 7.4%	52 5.9%	3 0.3%	874 100.0%

⑭相談相手や相談先（複数回答）

相談相手や相談先について一覧にしています。

	配偶者・パートナー	自分の親	配偶者・パートナーの親	きょうだい・その他の親戚	近隣に住む知人や友人	近隣に住んでいない知人や友人	職場関係者	学校の先生・スクールカウンセラー	子育て講座（小・中学生を持つ保護者対象）等を担当するリーダーや職員等	公的機関や役所の相談員	学童保育の指導員	地域の民生委員・児童委員	民間の支援団体	民間のカウンセラー・電話相談	医療機関の医師や看護師	インターネットのサイトへの書き込み	その他	相談できる相手がない	有効回答数
母子世帯	42 26.4%	96 60.4%	7 4.4%	67 42.1%	57 35.8%	35 22.0%	29 18.2%	14 8.8%	1 0.6%	5 3.1%	1 0.6%	3 1.9%	3 1.9%	3 1.9%	5 3.1%	3 1.9%	4 2.5%	8 5.0%	159 100.0%
父子世帯	23 63.9%	24 66.7%	8 22.2%	7 19.4%	6 22.2%	6 16.7%	9 25.0%	3 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.8%	36 100.0%
2世代世帯	514 84.0%	399 65.2%	130 21.2%	222 36.3%	278 45.4%	123 20.1%	113 18.5%	52 8.5%	4 0.7%	9 1.5%	7 1.1%	0 0.0%	5 0.8%	3 0.5%	16 2.6%	5 0.8%	6 1.0%	9 1.5%	612 100.0%
3世代世帯	49 94.2%	35 67.3%	12 23.1%	21 40.4%	29 55.8%	8 15.4%	12 23.1%	5 9.6%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	2 3.8%	1 1.9%	0 0.0%	52 100.0%
その他	6 40.0%	11 73.3%	1 6.7%	8 53.3%	7 46.7%	2 13.3%	2 26.7%	4 6.7%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 6.7%	1 0.0%	15 100.0%
合計	634 72.5%	565 64.6%	158 18.1%	325 37.2%	434 49.4%	174 19.9%	167 19.1%	75 8.6%	5 0.6%	15 1.7%	8 0.9%	3 0.3%	8 0.9%	6 0.7%	22 2.5%	10 1.1%	12 1.4%	18 2.1%	874 100.0%

⑮近所づきあいについて

近所づきあいについて一覧にしています。母子世帯では「道で会えばあいさつするくらいの人がある」が最も多く、父子世帯では「たまに立ち話をするくらいの人がある」が最も多い結果でした。

	困っているときは、相談したり助け合ったりする人がある	買い物や地域の行事などを一緒に行ったたりする気合う人がある	たまに立ち話をするくらいの人がある	道で会えばあいさつするくらいの人がある	近所づきあいはほとんどしていない	その他	無回答	合計
母子世帯	28	10	41	50	28	1	1	159
	17.6%	6.3%	25.8%	31.4%	17.6%	0.6%	0.6%	100.0%
父子世帯	7	2	13	12	2	0	0	36
	19.4%	5.6%	36.1%	33.3%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	142	65	220	148	35	1	1	612
	23.2%	10.6%	35.9%	24.2%	5.7%	0.2%	0.2%	100.0%
3世代世帯	10	5	19	18	0	0	0	52
	19.2%	9.6%	36.5%	34.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	3	0	6	4	1	0	1	15
	20.0%	0.0%	40.0%	26.7%	6.7%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	190	82	299	232	66	2	3	874
	21.7%	9.4%	34.2%	26.5%	7.6%	0.2%	0.3%	100.0%

⑯地域に支えられていると感じるか

地域に支えられていると感じるかについて一覧にしています。

	感じる	感じない	無回答	合計
母子世帯	79	80	0	159
	49.7%	50.3%	0.0%	100.0%
父子世帯	21	15	0	36
	58.3%	41.7%	0.0%	100.0%
2世代世帯	348	256	8	612
	56.9%	41.8%	1.3%	100.0%
3世代世帯	33	17	2	52
	63.5%	32.7%	3.8%	100.0%
その他	9	3	3	15
	60.0%	20.0%	20.0%	100.0%
合計	490	371	13	874
	56.1%	42.4%	1.5%	100.0%

⑰生活を楽しんでいるか

生活を楽しんでいるかについて一覧にしています。母子世帯・父子世帯ともに「楽しんでいる」が最も多い結果でした。

	とても楽しんでいる	楽しんでいる	あまり楽しんでいる	楽しんでいる	わからない	無回答	合計
母子世帯	14 8.8%	86 54.1%	35 22.0%	11 6.9%	12 7.5%	1 0.6%	159 100.0%
父子世帯	10 27.8%	14 38.9%	9 25.0%	0 0.0%	3 8.3%	0 0.0%	36 100.0%
2世代世帯	98 16.0%	358 58.5%	82 13.4%	24 3.9%	49 8.0%	1 0.2%	612 100.0%
3世代世帯	9 17.3%	27 51.9%	8 15.4%	1 1.9%	7 13.5%	0 0.0%	52 100.0%
その他	1 6.7%	9 60.0%	4 26.7%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
合計	132 15.1%	494 56.5%	138 15.8%	37 4.2%	71 8.1%	2 0.2%	874 100.0%

⑱養育費の受け取り状況

養育費の受け取り状況について一覧にしています。母子世帯・父子世帯ともに「受けたことはない」が最も多い結果でした。

	受けている	受けたことがある	受けたことはない	無回答	合計
母子世帯	12 7.5%	12 7.5%	100 62.9%	35 22.0%	159 100.0%
父子世帯	0 0.0%	0 0.0%	29 80.6%	7 19.4%	36 100.0%
2世代世帯	0 0.0%	5 0.8%	491 80.2%	116 19.0%	612 100.0%
3世代世帯	0 0.0%	0 0.0%	38 73.1%	14 26.9%	52 100.0%
その他	2 13.3%	3 20.0%	9 60.0%	1 6.7%	15 100.0%
合計	14 1.6%	20 2.3%	667 76.3%	173 19.8%	874 100.0%

⑲世帯収入

世帯収入について一覧にしています。

	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800～850万円未満	850～900万円未満	900～950万円未満	1,000万円以上	わからない	無回答	合計
母子世帯	5 3.1%	7 4.4%	13 8.2%	22 13.8%	22 13.8%	12 7.5%	16 10.1%	8 5.0%	5 3.1%	6 3.8%	8 5.0%	1 0.6%	6 3.8%	2 1.3%	0 0.0%	2 1.3%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.5%	9 5.7%	10 6.3%	159 100.0%
父子世帯	1 2.8%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%	2 5.6%	1 2.8%	2 5.6%	2 5.6%	2 5.6%	4 11.1%	4 11.1%	4 11.1%	2 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%	3 8.3%	3 8.3%	1 2.8%	36 100.0%
2世代世帯	6 1.0%	3 0.5%	4 0.7%	10 1.6%	17 2.8%	17 2.8%	38 6.2%	51 8.3%	40 6.5%	65 10.6%	46 7.5%	31 5.1%	36 5.9%	33 5.4%	25 4.1%	21 3.4%	9 1.5%	8 1.3%	10 1.6%	33 5.4%	38 6.2%	71 11.6%	612 100.0%
3世代世帯	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.8%	2 3.8%	3 5.8%	9 17.3%	1 1.9%	9 17.3%	1 1.9%	2 3.8%	5 9.6%	3 5.8%	0 0.0%	3 5.8%	1 1.9%	1 1.9%	1 1.9%	2 3.8%	5 9.6%	1 1.9%	52 100.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	4 26.7%	3 20.0%	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	15 100.0%
合計	12 1.4%	11 1.3%	19 2.2%	33 3.8%	47 5.4%	35 4.0%	60 6.9%	70 8.0%	50 5.7%	85 9.7%	59 6.8%	39 4.5%	49 5.6%	38 4.3%	25 2.9%	27 3.1%	12 1.4%	9 1.0%	12 1.4%	11 1.3%	55 6.3%	84 9.6%	874 100.0%

2. ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス

1) 福祉事務所 (母子・父子自立支援員)	母子・父子家庭、寡婦の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が生活の安定、自立のための相談に応じています。	【問合せ先】 東福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-988-6619 FAX 072-988-6671
2) 母子生活支援施設	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で 18 歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。	中福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-960-9274 FAX 072-964-7110 西福祉事務所 子育て支援係 TEL 06-6784-7982 FAX 06-6784-7677
3) 子ども見守り相談センター	子どものしつけ、養育、言語や発達、学校生活、家族関係、児童虐待のこと等、18 歳未満の子どもと家族に関する相談、サービスの紹介を行っています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197・3252 FAX 06-4309-3818
4) 東大阪市母子福祉推進委員	地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに 1 名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	技能習得資金、生活資金、就学支度資金、修学資金等、母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方および 40 歳以上の配偶者のない女子を対象にした貸付金制度です。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817 東福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-988-6619 FAX 072-988-6671 中福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-960-9274 FAX 072-964-7110 西福祉事務所 子育て支援係 TEL 06-6784-7982 FAX 06-6784-7677
6) 自立支援教育訓練給付金	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の 6 割相当額（上限 20 万円）が支給されます。	
7) 高等職業訓練促進給付金等	市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、1 年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）です。	
8) 就業支援講習会	自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（簿記、調剤事務、パソコン、介護職員初任者研修等）および面接セミナー等を開催しています。	

9) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が出産、疾病、事故および災害等(ショートステイ)、仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど(トワイライトステイ)、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預けることができます。(所得に応じて負担あり)	【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197・3252 FAX 06-4309-3818
10) コミュニティソーシャルワーカー	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行います。	【問合せ先】 福祉部 地域福祉課 TEL 06-4309-3181 FAX 06-4309-3815 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924
11) 民生委員・児童委員・主任児童員	生活上のことや子どものこと等の相談に応じています。	【問合せ先】 生活支援部 生活福祉室 生活福祉課 TEL 06-4309-3182 FAX 06-4309-3848 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924
12) 児童扶養手当	ひとり親家庭の父又は母が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(児童が政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満)を監護するときに支給されます。なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。	【問合せ先】 市民生活部 国民年金課 TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805
13) ひとり親家庭医療費助成	児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭(父、母または養育者とその子)の方が、医療機関等で医療を受けたとき、健康保険の自己負担分を助成するものです。	【問合せ先】 市民生活部 医療助成課 TEL 06-4309-3166 FAX 06-4309-3805
14) 奨学金、学費減免等	修学に必要な資金の貸付、減免の制度です。	【問合せ先】 教育委員会 学事課 支援チーム TEL 06-4309-3272 FAX 06-4309-3838
15) 生活福祉資金貸付	低所得者層、身体障害者対策の一環として、福祉資金、教育支援金等の必要な資金を低利で貸付します。	【問合せ先】 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924
16) 生活困窮者レスキュー事業	公的制度やサービスによる支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況にあり、他に支援する手段がなく支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して「経済的援助(現物給付)」による支援を実施します。	【問合せ先】 大阪府社会福祉協議会 TEL 06-6762-9488 FAX 06-6762-9472

17) ファミリー・サポート・センター事業	育児等の援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって助け合うグループを支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」は「援助会員」に、保育施設への送迎等のサポートを受けることができます。(有料)	【問合せ先】 東大阪市ファミリー・サポート・センター TEL 06-6785-2625 FAX 06-6789-5611
18) 大阪府東大阪子ども家庭センター	養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。	【問合せ先】 大阪府東大阪子ども家庭センター TEL 06-6721-1966 FAX 06-6720-3411
19) 大阪府女性相談センター	DVの被害者や女性からの電話や来所による相談を受け、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。	【問合せ先】 大阪府女性相談センター TEL 06-6949-6022
20) 大阪府母子・父子福祉センター	自立を支援するための就業相談、ひとり親家庭相談、法律相談、養育費の相談などを行っています。	【問合せ先】 大阪府母子・父子福祉センター TEL 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264
21) 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。	【問合せ先】 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター TEL 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264
22) 公共職業安定所(ハローワーク)	就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。	【問合せ先】 布施公共職業安定所 TEL 06-6782-4221 FAX 06-6783-6768
23) マザーズハローワーク	子育てをしながら就職を希望する女性等を対象に、職業相談や職業紹介を行っています。	【問合せ先】 大阪マザーズハローワーク TEL 06-7653-1098 FAX 06-7653-1561
24) 母子世帯向け府営住宅	府営住宅の入居募集を一般世帯向け募集とは別に行っています。なお、収入基準、家賃等は一般の府営住宅と同じです。	問合せ先については、大阪府ウェブサイトをご覧ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/kanrisharisuto/index.html
25) 養育費・離婚前相談事業	離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
26) 養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。なお、1件当たりの補助の上限額は50,000円です。	

※掲載している内容は、令和3年3月時点のものです。

3. 児童扶養手当現況届時アンケート結果の概要

1. 調査の趣旨

本アンケート調査は、ひとり親家庭の方を対象として、家庭の状況や生活の様子などを確認するために、児童扶養手当現況届時（令和2年8月3日～17日実施）にアンケートを配布し、記入してもらいましたが、回収数が少ないため、参考値として把握しています。

- 調査対象者：児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者。
- 回収数：62

2. 回答者の属性

回答者の属性に関する回答結果は以下のとおりとなっています。

問. あなたの性別を教えてください。

	回答数	構成比
男性	4	6.5%
女性	58	93.5%
その他		0.0%
答えたくない		0.0%
無回答		0.0%
合計	62	100.0%

回答者の性別をみると、「女性」が93.5%、「男性」が6.5%となり、アンケートの回答者は女性が多くなっています。

3. 単純集計結果

各設問の主な単純集計結果について、以下のとおり、（１）免許・資格・技能について（２）養育費・面会交流について（３）生活全般・各種制度について（４）新型コロナウイルスによる生活への影響について、に分けて整理しました。

（１）免許・資格・技能について

問．あなたが今後習得したい免許・資格・技能はどれですか。（当てはまるもの全てに○）

	回答数	構成比
看護師（准看護師）	7	11.3%
保健師		0.0%
調理師	3	4.8%
栄養士	3	4.8%
歯科衛生士		0.0%
保育士	2	3.2%
理容師・美容師	3	4.8%
ケアマネージャー	6	9.7%
介護職員（初任者研修）	4	6.5%
介護福祉士	4	6.5%
理学療法士	1	1.6%
作業療法士		0.0%
簿記	3	4.8%
医療事務	3	4.8%
パソコン	6	9.7%
教員	1	1.6%
自動車運転免許	11	17.7%
特になし	17	27.4%
その他	3	4.8%
無回答	3	4.8%
有効回答数	62	100.0%

今後、何らかの免許・資格・技能を身につけたいと考えている割合は67.8%あり、回答は、比較的、様々な分野に分散されています。その中でも多かったのは、「自動車運転免許」で17.7%、「看護師（准看護師）」で11.3%でした。

（２）養育費・面会交流について

問．離婚や未婚による理由で、ひとり親家庭になられた方にお聞きします。

あなたは養育費をいくら位受け取っていますか。

	回答数	構成比
受け取っている	15	24.2%
時々受け取っている	4	6.5%
受け取っていない	42	67.7%
無回答	1	1.6%
合計	62	100.0%

養育費を「受け取っている」「時々受け取っている」方の割合は3割程度でした。受け取っている養育費の額は、最高で12万円、最低で3千円で、平均すると約4万5千円でした。

問. 養育費を受け取っておられない方にお聞きします。

その理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
自分の収入で経済的に問題なかったから	2	4.8%
相手方との交渉がわずらわしかったから	12	28.6%
相手に支払う意思がなかったから	12	28.6%
相手に支払う資力がなかったから	9	21.4%
養育費を請求できるとは思わなかったから	2	4.8%
子どもを引き取った方が負担するものと思っていたから	1	2.4%
交渉がまとまらなかったから	3	7.1%
現在交渉中、又は今後交渉予定であるから		0.0%
相手から身体的・精神的暴力を受けたから	3	7.1%
相手と関わりたくないから	18	42.9%
その他	5	11.9%
無回答	1	2.4%
有効回答数	42	100.0%

養育費を受け取っていない割合は約7割ですが、その理由として最も多かった回答は「相手と関わりたくないから」で42.9%、次いで「相手方との交渉がわずらわしかったから」「相手に支払う意思がなかったから」で28.6%でした。

問. 面会交流の実施状況について、当てはまるものに○をつけてください。

	回答数	構成比
現在、面会交流を行っている	21	33.9%
過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	8	12.9%
面会交流は行っていない	24	38.7%
無回答	9	14.5%
合計	62	100.0%

面会交流の実施状況ですが「現在、面会交流を行っている」と回答した方は33.9%でした。一方で、「面会交流は行っていない」と回答した方は38.7%でした。

(3) 生活全般・各種制度について

問. ご自身及びお子さんのことで、困っていることはありますか。(当てはまるもの全てに○)

【ご自身のことで困りごと】		
	回答数	構成比
住居(家賃が高い)	6	9.7%
住居(狭いなど住環境が悪い)	11	17.7%
家計(就労収入が少ない)	34	54.8%
家計(児童扶養手当が少ない)	6	9.7%
家計(年金が少ない)		0.0%
家計(養育費が少ない)	4	6.5%
仕事	11	17.7%
家事	9	14.5%
健康	8	12.9%
医療費が高い	2	3.2%
親族の介護・健康	1	1.6%
その他	3	4.8%
特に悩みはない	7	11.3%
無回答	1	1.6%
有効回答数	62	100.0%

【お子さんのことで困りごと】		
	回答数	構成比
しつけ	12	19.4%
教育・進学(経済的理由)	26	41.9%
教育・進学(その他の理由)	9	14.5%
就職	4	6.5%
非行・問題行動	1	1.6%
不登校・ひきこもり	6	9.7%
健康	5	8.1%
食事・栄養	2	3.2%
結婚問題		0.0%
その他	3	4.8%
特に悩みはない	17	27.4%
無回答	3	4.8%
有効回答数	62	100.0%

ご自身のことで困りごととして最も多かったのは「家計(就労収入が少ない)」で 54.8%、次いで「住居(狭いなど住環境が悪い)」「仕事」で 17.7%でした。

お子さんのことで困りごととして最も多かったのは「教育・進学(経済的理由)」で 41.9%である一方で、次いで多かった回答は「特に悩みはない」で 27.4%でした。

問. 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがありますか。

下記の当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

	回答数	構成比
よくある	4	6.5%
時々ある	35	56.5%
ほとんどない	16	25.8%
ない	7	11.3%
無回答		0.0%
合計	62	100.0%

不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがあるかでは「時々ある」が最も多い回答で 56.5%でした。

問. あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。

(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
気軽に相談できる場所や相談体制の充実	15	24.2%
夜間・土日祝日における相談体制の拡充	12	19.4%
子育てに関する相談窓口の拡充	7	11.3%
就労に関する情報提供・相談窓口の拡充	14	22.6%
当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実	2	3.2%
各種制度・サービスに関する広報の充実	11	17.7%
保育所への優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実	5	8.1%
病(後)児保育の充実	8	12.9%
年金・児童扶養手当の拡充	25	40.3%
児童扶養手当の所得要件を本人のみに限定するなど要件緩和	10	16.1%
子どもの就学援助の拡充	30	48.4%
子どもの学習支援	11	17.7%
正規雇用での就労機会の拡充	20	32.3%
母子家庭の母等の雇用を促進する企業への支援	14	22.6%
職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充	8	12.9%
職業訓練や技能講習など機会の充実	7	11.3%
家事・子育て援助ヘルパー等の充実	4	6.5%
医療費負担の軽減	15	24.2%
公営住宅の増設・優先入居の推進	22	35.5%
ひとり親家庭等の人権施策の推進	5	8.1%
その他	1	1.6%
無回答	5	8.1%
有効回答数	62	100.0%

自立や生活の安定を図るために、どのような支援策を望むかとの質問に最も多かった回答は「子どもの就学援助の拡充」で48.4%、次いで「年金・児童扶養手当の拡充」で40.3%、「公営住宅の増設・優先入居の推進」で35.5%、「正規雇用での就労機会の拡充」で32.3%でした。

(4) 新型コロナウイルスによる生活への影響について

問. 新型コロナウイルスによる生活への影響はありましたか。(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
(職場都合により)仕事を休業した(している)	12	19.4%
(子どもの養育のために)仕事を休業した(している)	4	6.5%
失業した(している)	3	4.8%
収入が減少した	28	45.2%
食費がかさんだ	34	54.8%
光熱費がかさんだ	33	53.2%
自粛により精神的に体調を崩した	2	3.2%
預貯金を切り崩した	17	27.4%
資格取得や転職を諦めた	1	1.6%
経済的に困窮におちいった	3	4.8%
影響はなかった	9	14.5%
その他	1	1.6%
無回答		0.0%
有効回答数	62	100.0%

新型コロナウイルスによる生活への影響として最も多かった回答は、「食費がかさんだ」で54.8%、次いで「光熱費がかさんだ」で53.2%、「収入が減少した」で45.2%でした。

問. 子育てにおいて新型コロナウイルスの影響を受けて不安や心配なことはありましたか。
(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
子どもの学力の低下	26	41.9%
子どものスマホやゲームの時間が増えた	39	62.9%
子どもの体を動かす時間が減った	34	54.8%
子どもにイライラやストレスを向けてしまった	3	4.8%
子どもの生活のリズムが乱れた	21	33.9%
その他	4	6.5%
無回答	7	11.3%
有効回答数	62	100.0%

子育てにおいて新型コロナウイルスの影響を受けて不安や心配なことはあったかの質問に対して最も多かった回答は、「子どものスマホやゲームの時間が増えた」で62.9%で、次いで「子どもの体を動かす時間が減った」で54.8%、「子どもの学力の低下」で41.9%でした。

4. 計画に関する条例、規則

東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年 1 月21日 東大阪市条例第 2 号

改正

平成26年 6 月30日 条例第28号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第12条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年 1 月31日 東大阪市規則第 1 号

改正

平成17年 3 月31日 規則第27号

平成24年 3 月29日 規則第16号

平成26年 9 月30日 規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第51号) 抄

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

5. 委員名簿

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長、○会長代理

(50 音順、敬称略)

委員氏名	所属団体等
○井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部 教授
太田 淑美	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター センター長
◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
福田 実加	東大阪労働団体連絡協議会委員
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
好川 智也	東大阪市私立保育会 会長
吉田 聖子	東大阪市議会議員

6. 計画策定経緯

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、全2回の審議を行いました。

回数	開催日	内容
第1回	令和2年7月14日（火）	第4次計画の策定について 児童扶養手当現況届出時における当事者アンケート 調査の実施について
第2回	令和2年10月28日（水）	第4次計画素案の検討

第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

発 行：令和3年3月

東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06-4309-3194 FAX：06-4309-3817

E-mail：kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

